

令和3年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和3年6月4日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 3 年 6 月 7 日 午 前 9 時 00 分 令 和 3 年 6 月 7 日 午 後 3 時 14 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	湊 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子	7 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地 域 振 興 課 長	本 村 健 一 郎	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基 盤 整 備 課 長	武 富 元	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	一ノ瀬 和 義	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和3年6月7日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 3 年 6 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
石 津 圭 太	1. 町政70周年に向けてその先の考えは
江 頭 義 彦	1. 老人福祉センターを町民が利用しやすいものにできないか
井 上 敏 文	1. 町民の声を町政にどう活かすか 2. ふるさと納税の寄附額が減少している 今後の取り組みは
三 苦 紀美子	1. 幹線水路の堆積土の取扱いについて 2. パノラマ孔園内の危険防止措置は
池 田 和 幸	1. 筑後川下流土地改良事業の利用状況の問題点は 2. 農業、農村の有する多面的機能が維持・発揮できるには

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席は全員であります。よって、令和3年第3回江北町議会定例会会期4日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

1 番石津圭太君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○石津圭太議員

おはようございます。1番石津圭太です。指名を受けましたので、通告書に従い、質問したいと思います。よろしくお願いします。

では、質問します。

町政70周年に向け駅名改称も決まり、町内外問わず話題となっています。70周年が過ぎれば、2024年に佐賀県では国民スポーツ大会が開催されます。町民の士気を高めるためにも、今年、来年大変重要な時期だと思われれます。70周年、その先の国民スポーツ大会に向けて、江北町が一体となって盛り上がっていくためにどのような政策を考えておられるのか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、皆さんおはようございます。すみません。私、今回初めて登壇をさせていただきます。

それでは、議員の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

令和6年、佐賀大会ということで国民スポーツ大会が開催をされます。それに向けましては、本年7月に国スポ推進係というのを教育委員会の中に創設いたします。その専任係におきまして、国スポ大会に向けて今から取り組む所存でございます。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

そしたら、今からいろいろ考えていらっしゃるという答えでよかったですかね。

○西原好文議長

山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

はい。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

分かりました。

そしたら、自分のほうから提案なんですけど、国スポに向けてスポーツ推進条例というのをつくることはできないか提案したいと思います。

山崎課長も御存じのとおり、長崎県では、長崎国体のときに物すごく力を入れた結果、今では若い人材が一度他県に出て、いい経験を積んで地元に戻り、仕事をしながら地域の子供たちの指導に当たっているという、いいサイクルができていますと聞いています。スポーツを通してすごく人の流れというか——がいいのができているので、スポーツの力というのは無限にあるんだという話を聞いたときに思いました。

江北町の町民憲章にも「健全な心と体をつくり、若い力が育つスポーツの町をつくりましょう。」とあります。江北町はスポーツの町宣言もされています。そして、条例の中にはぜひとも指導者のことも少し入れていただきたいと思います。自分も外部コーチを中学校のほうでさせてもらっているんですけども、部活動の在り方が昔とは大分変化して、昔はどなられたりというのが当たり前のように行われていたんですけども、最近では子供たちを怒ってはいけない大会まで開催されています。江北町の外部コーチに関してもいろいろな問題が起きているんですけども、まだ解決できていないという声も聞きます。ぜひ御検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

すみません。先ほどは緊張のあまり言葉足らずで申し訳なかったなというふうに思います。

今、議員がおっしゃられている外部指導者の件であります。石津議員におかれましては、中学校の部活動の外部コーチとして御活動いただいていることに本当に感謝申し上げます。

外部コーチに関しましては、基本的には今佐賀県のほうでトップアスリートという制度がございます。トップアスリートの選手がプレーヤーとして引退をした後に指導者として戻ってくるというところがあって、佐賀県でもそこを推進したいというふうにやられているというふうに思っております。やっぱり私も外部指導者としていろいろ協会のほうからは、暴力根絶、言葉の暴力であったりとかというのが当然今の時代に関しては禁止されているというふうに認識をしております。

とりあえず以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

スポーツ推進条例については、他の市町の例も自分なりにいろいろ探してピックアップしてきたんですけれども、やはりこの中にも外部コーチの件というのは少しなりとも入っているわけですね。現在、江北町の指導者に関していえば、なるときに面接というものはっきり言ってないし、ハードルが低いというか、ほかの中学校とかを自分がさせてもらったときには、校長先生との面談があったりというのがあったんですけど、江北町に関しては一切そういうのもなく、いつなったかも分からないような状態なんですけど、そこをしっかりと決めていくことによって、こういう外部コーチの暴力であったり、例えば、セクハラであったりというのをちゃんと防げるのではないかなと私は思います。条例を制定することにより江北町のアピールにもなるし、生涯スポーツのあっせんにもつながるのではないかと私は思います。ぜひとも検討をお願いしたいんですけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、議員の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

スポーツ推進条例、本当に勉強不足で申し訳ないなというふうに思います。スポーツ推進条例、基本的にいろいろ調べをいたしました。スポーツの人で町を元気にするというところで条例を定めてある県、あるいは市区町村がございます。基本的に県が制定してある県については18、市区町村については38市区町村がございます。内容につきましては、いろいろ様々ではありますけれども、そこは、こちらのほうとしてもまた勉強をしていきたいというふうに思います。

それから、外部指導者に関しての件でございます。外部指導者の件につきましては、中学校のほうは5部活において7人の外部指導者の方がおられます。その外部指導者に関しましては、各部活の顧問の先生が学校長に対して申請を行い、学校長のほうで委嘱を行っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

答えがあんまり分からなくて、外部指導者の採用の仕方というのは、自分は分かっとうとですよ、自分もなっとうけんが。一応顧問の先生から校長先生にというのは分かっています。

ただ、そこを変えていかないと、また同じような問題が起こるのではないかと思いますので、それで条例というのができないかという質問だったんですけども。

もういっちょいいですか。

一応、江北町はスポーツの町ということで、町長もおっしゃるとおり、スポーツの町の間にはスポーツを応援する町だとか、見る町だとか、そういうのがいろいろ入っているんだなと本当に思います。それも生涯スポーツであったり、子供たちのトップアスリートの育成であったり、全てをひっくるめてスポーツの町、江北町というのをアピールできたらなと思います。県がスポーツ推進条例をする前に、江北町が先にでもできないかなと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山崎こども教育課長。

○こども教育課長（山崎久年）

それでは、石津議員の質問に答えたいと思います。

まず、外部指導者の件であります。確かに部活の先生が申請すればいいということだけではなく、今後は学校長とも協議をしながら、そこは取り決めをやりたいというふうに考えます。

あと、スポーツ推進条例の制定に関しては、本当に申し訳ない。私も勉強不足というところがあるので、石津議員と一緒に研究をしたいなど、そこをお願いしていいでしょうか。

○西原好文議長

石津議員、議員発議でもできると思うんですよ。ですから、今みたいに課長と相談をしながらでも、自分から議員としてこの条例を制定したいというようなことで議員発議でもできると思うので、そこら辺は、ちょっと待ってください。町長何か補足説明でいいですか。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。石津議員の御質問、少し整理をさせていただきたいと思いま

す。

今回、質問の事項が町政70周年に向けて、その先の考えはという御質問でありました。

御存じのとおり、町政70周年に向けて、また、その先の来るべき100周年に向けて、今はいろんな基礎づくりをする時期であるとか、いろんなものを見直す時期であるということはいつも申し上げているとおりでありますし、そういう中で、来年度、また、再来年度に向けて各課でいろんな今事業等についても準備をさせていただいているところであります。

今回、石津議員からは、その中でも特にといいましようか、来年は70周年でもあるし、その先には国スポもあるから、これをきっかけに、ひとつ言ってみれば江北町らしいスポーツの盛り上げ方というんですかね、もしくはスポーツによっての町の盛り上げ方があるんじゃないかという御趣旨だということによろしいんですかね。

そういう中で、石津議員からはスポーツ推進条例をつくったらどうかという御提案をいただいたんだというふうに思います。一つは、そういうことの中で、先ほどやり取りの中でもう一つ何か別のお話が出てきていて、外部コーチの指導者の問題であるとかいうようなことがありまして、そうしたことも条例を制定することで解決するんじゃないかというふうなお話だったというふうに思います。

私が思うには、仮にこれまでといいましようか、現状において、例えば、部活であるとか社会体育であるとか、そういうことの中に課題といいましようか、もし問題があるとすれば、恐らく条例で何と書こうとも、条例で書き込むことで根本解決をする問題では多分ないんじゃないかなと思います。

ただ、先ほどおっしゃったように、そうした子供たちの言ってみれば権利といいましようか——がきちんと確保されなければならないといったような、そうした少し概念的な規定はできるかもしれませんが、例えば、刑法のように何か罰まで規定をするようなことにはならないと思うんですよ。ですからこそ、やはりそうした今のスポーツ界といいましようか、町のスポーツ界にあるいろんな課題がもしあるとすれば、それはやはり条例とは切り離してでも解決すべきことかなというふうに思います。

ただ、その一方で、では、スポーツ推進条例というものが不要ないかという、私はあっていいというふうに思っています。というのが、先ほどから御紹介いただいたように、我が町はスポーツの町宣言をした町であります。スポーツの町宣言、昭和51年10月10日であります。ちなみに、10月10日は誕生日なんですけど、1976年、今から45年前に制定をされました。

スポーツの町宣言、「私たちは、スポーツを理解し生活の中にとり入れ、健康でたくましい心と体をつくり明るい豊かな町づくりのため次の目標をかかげて、ここにスポーツの町を宣言します。」と。1つが、「町民すべてが、スポーツを通して体力と気力の増進をはかりましょう。」と、2つが、「町民すべてが、スポーツを通して融和と協調をはかりましょう。」と、3つ目が、「町民すべてが、スポーツを通して親と子どもの対話をつくりましょう。」と、この3つが言ってみれば宣言ということになっておるわけでありませう。

ただ、ともすると、このスポーツの町宣言というのが、当時の趣旨からするとあまりにも大きく解釈をされて、例えば、何かスポーツ関係で要望があったりすると、うちはスポーツの町じゃけんということで、何かそれを吟味して、例えば、仮にやらないとかいうことになったときには、何かこのスポーツの町宣言に反しているようなことを言われることもあります。でも、恐らく宣言をしたときには、そんなことを言ったのではないんじゃないかというふうに思いますし、あと、大分やっぱり世の中も価値観も多様化しています。ここには「町民すべてが」と書いてあるんですよ。ただ、中にはスポーツが苦手な方もいらっしゃいます。例えば、体にいろんな障害をお持ちでスポーツができない方もいらっしゃいます。そういうときに、例えば、「町民すべてが」というのがどういう意味なのかとか、それと、先ほど石津議員も御紹介いただいたように、競技スポーツと言われるように、とにかくみんな上手にならばいかんと、やっぱり大会を目指してみんなが優勝せんばいかんというような、何かヒエラルキーみたいなですね、そういうものもやはり現代とは少し違うんじゃないかなと。今は大分そういうスポーツの持つ意味というのも変わってきていて、もっと裾野が広いというんですかね、健康づくりであるとか、例えば、いろんな親睦であるとか、そうした意味合いも持ってきているんだろうというふうに思います。そういう意味で、我が町は来年70周年なもんですから、言ってみれば、このスポーツの町宣言をというか、スポーツの町宣言を再定義するというんですかね、そういうものというのは大変必要じゃないかなというふうに思います。

ですから、その一つの形として、恐らく昭和51年当時いわゆる議員提案条例みたいなものとか、そういう宣言的な条例というのはなかなか一般的ではなかったかもしれませんが、これだけ地方分権が進んで、今全国でそうした直接権利義務を定めるような条例だけではなくて、やはりそのまちの個性というんですかね、そのまちを彩るような、例えば、食育推進条例とか、そういうところを制定されているようなところもあります。そういう意味

では、今までの宣言をさらに一步進めて条例として制定するというのは、70周年を一つのきっかけにいいことではないかなと思います。

ただ、その中でやっぱり2つ注意せんといかんのが、執行部で条例案をつくって、そして、それを議会にかけて承認をもらうということではなかなか、仮称ですけどね、スポーツ推進条例というものが本当に町民の皆さんのものということになるだろうかということも思うわけでありませう。

そういう中で、先ほどのやり取りの中で、いわゆる議員提案みたいなこともできますよと議長から少しアドバイスがありましたけれども、私もやはりそうしたことが一つあっていいのではないかなと思います。特に石津議員におかれてもスポーツの指導者として、また、実際競技者としてもこれまでも活動を進めてこられましたし、議員の中にもそういう方もたくさんおられますし、できれば町民挙げてというんですか、そうした条例制定の機運みたいなものができるといいなというふうに思いますし、その一つの在り方として議員提案というのは非常にいいなというふうに思います。

さりとて責任放棄しているつもりはありません。先ほど新こども教育課長からも一緒にということを行いましたし、ここは議員の皆さんと執行部でいろんなアイデアを出しながら、やはり今の新しい時代にふさわしい江北町が制定するスポーツに関する条例というのはぜひあったらいいなというふうに思います。

もう一つ注意せんといかんというのは、先ほど言いましたように、「町民すべてが」と書いてあります。もちろん全ての皆さんがスポーツに親しんでいただきたいわけですが、一方でスポーツと並び称されるといいましようか、言われるのが、文化というのもあると思うんですよね。ですから、例えば、スポーツと文化推進条例みたいなものとか、そうしたこともやはりこれから研究といいましようか、議論をする中ではあっていいのではないかというふうに思います。

先ほど言いましたように、何かこれは町民の皆さんの権利義務を定めるものではなくて、やはり町民全体の町としての、それこそ言ってみれば宣言といいましようか、共有事項といいましようか、共通認識といいましようか、そういうものなんだろうというふうに思いますし、70周年でもし制定をされるということであれば、ぜひそうしたこれからの30年間、30年後に見てもやはり色あせない、我が町の町民憲章のような条例になればなというふうに思っております。

今回、せっかく70周年を機にスポーツに関する条例制定をという御質問だったと私なりに解釈しておりますけれども、私からは、ぜひ執行部提案ということではなくて、例えば、議員提案であるとか、そうしたこともお考えをいただきたいというふうに思いますし、制定そのものについては大変すばらしいことだと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

では、スポーツ推進条例のほうを、議員含め、町の方たちの声を聞きながら、執行部、担当課とも話をしながら進めていきたいと思っております。ぜひよろしくお願ひします。

それでは、質問を終わらせていただきます。

○西原好文議長

1 番石津圭太君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開 9 時40分。

午前 9 時25分 休憩

午前 9 時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

2 番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願ひします。

○江頭義彦議員

2 番江頭義彦です。今回は1 問だけにしました。早めに終わるかとは思いますが、どうかよろしくお願ひいたします。

老人福祉センターについての質問でございます。既にその方針等が出ているかも分かりませんが、私も存じ上げておりませんし、町民の方もどこまで御存じなのかなということと質問をさせていただきました。今年で設立から40年を過ぎたのではないかなというふうに思います。

スライドショーのほうに最初から入ります。

(パワーポイントを使用)まず、画面のほうに出しておりますが、老人福祉センターの設置運営要綱というのを自分なりに調べてみました。「老人福祉センターについては、地域の老

人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。」と、このように書いてあったわけですが、その下のほうに幾つか項目がありまして、建物の構造は、交通の便とか防災等について十分配慮するという、ここが先般、最近の水害とか、今のコロナもそうですけれども、ちょっと心に引っかかりましたもので、ここを書いております。交通の便とか防災等については十分配慮する。現在、老人福祉センターがあるところを想像しながら、条件的にふさわしい箇所なのかなということも文面を見ながら考えたところです。

設置される場所、目的を考慮して、タイプとしては特A型、A型、B型があるというふうに書いてありました。それぞれ規模が違うんですけども、本町についてはB型に当たるのかなというふうに思いますが、詳しく私も分かりません。

今、本町の人口の割合、何で老人福祉センターを取り上げたかと申しますと、高齢化というのはあちこちで聞かれますけれども、本町も65歳以上が今2,750名いらっしゃって、28.54%というんですから、30%に非常に近いということで、33%になれば3名に1人という割合かなと思います。65歳以上がその割合になっています。その約半数、75歳以上で1,389人、14.41%であると。今後少子化の影響もあり、生産年齢である65歳以下の人口は減少していきますけど、65歳以上の高齢人口は増加傾向にあると。職場によっては60歳定年から65歳、70歳、働けるまで働くというような、何かここはそういうムードがじわりじわりときているような感じがします。

働くためにもまず健康でなくてははいけませんので、そういう健康福祉を担ってくれる老人福祉センター、使いやすい形で町民のために残していく、もしくは新しく造ってはどうか。今年例えば提案したとしましても、やはり用地とか、その場に建てるにしても、3年後とか5年後とかいうふうにはかならないかも分かりません。しかし、こうやって提案を出すことによってやはり動いていくのかなというふうに思います。

すみません。じゃ、ちょっと分かりにくいですけど、4問質問しておりますけど、本来、老人福祉センターの利用目的とはどのようになっているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えします。

まず、老人福祉センターですが、老人福祉法第15条第5項で、国及び都道府県以外の者は社会福祉事業法の定めるところによりまして、軽費老人ホーム、または老人福祉センターを設置できるというふうにされております。したがって、設置については必須ではございません。

また、運営主体についても、自治体だけではなく、社会福祉法人などが運営できるものというふうになっておりまして、佐賀県内では7市5町、20施設が設置をされております。このうち16施設が本町と同時期であります昭和40年代、50年代に設置をされている施設となっております。

なお、老人福祉センターの目的ですけど、先ほど議員が資料で示されたとおり、国が示した老人福祉センター設置運営要綱の中でも、「地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営まさせることを目的とする。」というふうにされております。

それから、先ほど議員がB型施設ではないかということで質問がありましたけど、本町の老人福祉センターについては、その利用目的、床面積等から特Aというふうになっております。

以上であります。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

私のほうの理解不足で、特Aということで訂正のほうをしていきたいと思えます。特Aということで一番上位に当たる施設ではないかなというふうに思っています。御説明ありがとうございました。

そしたら、今後老朽化というのも皆さん御存じかと思えますけど、老朽化というのは非常に迫っておるわけですけど、現在の使用状況というのは、簡単によろしいですけど、どのくらいの使用状況であるかということをお尋ねしたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂元弘睦）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の施設の利用状況及び町内の他施設の整備状況から見ましても、老人福祉センターの建て替えに関しては、担当課としてはなかなか難しい状況であるというふうに思っているところでございます。

それから、利用状況でございます。利用状況に関しては、老人福祉センターができた当時については、相談事業、それから、健康増進に関する指導、なりわい及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養講座の実施、それから、老人クラブに対する援助などで利用されてきました。ですが、社会情勢の変化とか他施設の整備に伴いまして、現在は各種相談、教養講座の実施、老人クラブに対する援助などで利用をされております。また、その中でも各種相談及び教養講座の実施につきましては、老人福祉センターだけではなくて、町内の社会教育施設ですとか他の実施主体のほうでも事業が行われている状況であります。

利用状況については以上であります。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

今御説明いただきましたけれども、利用状況で、実際どのくらいの町民の方が利用されているか、利用しやすい設備、施設、そういったものになっているかということも考えましたので上げております。

実は今、江北町内の年齢別人口をそれぞれ5歳区切りで上げさせてもらいました。何と105歳から109歳までにもお二人いらっしゃいました。100歳から104歳の方で10名ですね。非常に長寿の環境といたしますか、規則正しい生活をされているんだなと思って参考になりました。

今赤い棒線を立てているところが先ほど最初に申しました65歳以上ということで28.54%、町民の28.54%のところ今ラインを引いているところでございます。これが65歳以上です。老人福祉センターというと、ネーミング的に老人の方が利用するのかなということ以外にでも、実際今いろいろ使われているんじゃないかなと思います。

これはちょっと参考までにということで幾つか調べてみました。本町の老人福祉センターと違いがあるのかなというところで幾つか当たってみました。これは佐賀県ではありません。

近隣の福岡県の施設なんですけれども、このようになっていました。施設設備の点はここに書いておりますけど、大体のところがこのような施設設備を備えているようです。本町でいいますと、施設設備の点で身障者用駐車場とか、それは準備されていると思えますけど、オストメイト、それから、どうしても2階以上になりますので、エレベーターが本町にはないということで、この辺が今使われている方、利用されている方には使いづらいところになっているのかなというふうに思います。

それで、こういった改善点ですね、今後廃止という形で、例えば、老人福祉センターをどういうふうに捉えていかれるのか、ちょっと私も今のところ分かりませんが、ほかの市町ではこのように施設設備を整えて、今後さらに増えるであろう老人の方ですね、我々もすぐ仲間入りをするわけなんですけれども、それに向けて、これも一つの老人福祉センターです。2階建てというのが多いので、エレベーターとかエスカレーターとか、そういった施設設備もついていました。幾つか行ってみました。

私が今回、この老人福祉センターについて、実際、改築してほしいというお願いを本当はしたいんですけれども、莫大なお金がかかるわけですから、それは町の財政との関係があるかと思えます。そのあたりで改定といいますか、補修できる部分というのを今現在調べてみましたら、福祉センターはA、B、C、Dで評価されておりました。これは手元に資料がございましたもので、Aという評価は、一つアルミサッシがAになっておりました。アルミサッシというのはかなり持てるんだなということで、あとB、C、Dという評価で、Bは部分的な補修が望ましい、Cは全体的な補修が必要という、B、Cがほとんどでございました。D、早急な対応が必要というのは現在ありませんでしたけれども、Cが間もなくDになり、Bが間もなくCになっていくのかなと。

そして、建物の場所、構造等をですね、現在の場所を考えますときに、やはり敷地に入るところの道路が狭くなっているかなと。また、雨天時に水が入ってくると、水位が増してなかなか避難ができないとか、そういうところもあるかなと。せつかくのこういう施設ですから、それを利用していくわけですけど、こういうところを改善する。建物自体を改善する。例えば、その周りの環境を改善する。そうした場合に、現在の場所でいいのか、またはほかの場所に都合がいいところがあるのか。例えば、最初も申しあげましたように、今日言って今日というわけにはいきませんので、やはり1年後、3年後、5年後ぐらいのスパンで見えていくことが必要じゃないかなと思います。

この第2の目標としても、今後町民の方、老人の方だけじゃなくて、いずれ皆さん老人のほうになっていくので、そういう気持ちで次代につなぐような構造物になったらいいなというふうにここで願いを書いています。

これが先ほどの町の人口の割合ですけど、2つの山に今なっています。2つの状態で、前半のほうは、一番手前はゼロ歳から4歳がちょっと高くなっておりませんが、次、40歳から44歳、これは今非常に働き盛りで、子供さんがまだ小さいというぐらいじゃないかなと、学生さんというぐらいじゃないかなと思います。それ以上になると、ここでは50歳前後は少し減っております。そして、あと65歳からがまた2つ目、ここが一番最大になっていますが、やはりここが高いということは非常に住みやすい町、退職をされてから住まれるということもあって、非常に住みやすい場所で、いいグラフになっているのかなと、形になっているのかなと思います。これが先ほど申しましたように、二、三年、四、五年していくと、やはり後ろのほうに下がっていくのかなというふうに思っていたところです。

私のほうをお願いしておりましたけど、今後老人福祉センターに改修というふうをお願いはしたいんですけど、そういかない場合に、例えば、老人福祉センターを今後利用する場合に、どこか改修するとか、あの場所で使うとしたときに、何か施設を改修するとか、新しく設備を付け加えるとか、例えば、高齢者の方が利用するわけですから、そういった面で考えてあることがありましたらお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江頭議員の御質問の趣旨は、江北町はこれからもまだ高齢化率が上がってくると。そういう中で、現在の老人福祉センターが老朽化もしているし、使いにくいということだから、改修をする必要があるのじゃないか、もしくは建て替えをする必要があるのじゃないかということが一番大きな御質問じゃないかなというふうに思います。

先ほどの石津議員の御質問もそうなんですけど、それぞれ例えばスポーツ推進条例とか、今回、老人福祉センターのことをお尋ねいただいていますけど、今議会の冒頭申し上げましたように、まさに今ちょうど時代がある意味不連続に過去変わりつつあると。町も70周年ということで、恐らくこういう今まで行ってきたこととか、今まであったものとか、やはりこうしたものをもう一度見詰め直して、将来に向けて再定義といたしまししょうか、再構築といた

ましようか、する時期に来ているということなんだろうなという、言ってみればちょっと普遍的なテーマを先ほどの御質問と今の御質問で感じます。

可能であるならばというかな、今までのいろんな歴史を踏まえて、続けられるものは続けていく必要があるというふうに思いますし、長持ちするものは長持ちさせないかんです。最近、建物でもリノベーションという言い方がありまして、単純に建て替えるのではなくて、リ・イノベーションということでもあります。また、洋服なんかでも、昔着ていた服をリメイク、新しく作り直すことで現代に、言ってみれば今風にというんですかね、今でも使えるようにやり直すというような考え方ができるように、かつて買ったものとか作ったものとか、今までやってきたことを単純に続けるということではない時代に来ているんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、我が国の高齢化のピークは2040年と言われているんじゃないかなと思います。今から20年後ですよ。ですから、今から無尽蔵に高齢化率100%になるということでは、当然少子化なわけですから、この方たちが今度だんだん高齢化をしていけば、高齢化率も逆に言うと下がってくると。一定落ち着いてくるというんですかね、というようなこともありますし、何よりも、恐らく高齢者というんですかね、イメージがかつてとは大分違ったんじゃないでしょうか。違うんじゃないでしょうか。それはもちろん平均寿命が延びていることでも言うまでもないことでありますし、恐らく私の周りにも70代、80代で活躍をされている方はたくさんおられます。私は今52歳なんですけど、私、仕事を始めた頃には、50歳というと、正直半分じいちゃんのごと見えていました。けれども、今自分が52歳になってみると、まだまだ何というんですか、どちらかというとも未熟だなということを痛感しこそすれ、もうすぐ高齢者の仲間入りというような意識はありません。最近はある方がよく言われています。50、60鼻たれ小僧、70、80働き盛りということを使う方がいらっしゃるんですけど、ある意味そうだなというふうにも思うわけがあります。ですから、そういう意味でも、いわゆる高齢者というものの、先ほどは高齢者ということは前提にして、高齢者が増えるからということでしたけど、この高齢者の言ってみれば中身というのも大分違うんじゃないかなというふうに思います。それはいろんな生活実態も変わり、また、多様化している中なんだろうというふうに思います。それが1点。

それともう一つは、先ほど御紹介しました老人福祉センターというのは、いわゆる必置施設、必ず置かなければならない施設ではありませんし、実際、設置をされていない市や町が

半分ぐらいあります。昭和50年代に我が町の老人福祉センターは開設をされたわけですけど、その後に実は町内でも同種のというんですかね、例えば、ネイブルであるとか、そうした施設も設置をされております。

そういう中で、当初の目的であった老人福祉センターの目的以外にも、いみじくも江頭議員が言われたように、老人以外の方も使われているわけですね。そうなったときに、果たして、いわゆる老人福祉センターという形で今のような施設を新しく造り直すとかいうようなことに果たしてなるのかということやはり慎重であるべきだろうというふうに思います。老人福祉センターでなければ、例えば、老人福祉センター以外で、先ほどの相談業務とかありましたね。多分これは役場の健康福祉課にお越しいただいて御相談をいただいているようなことがたくさんありますし、先ほどの教養なんかは、それこそネイブルをお使いの方もたくさんいらっしゃいます。今あそこはデイサービスをしているんですけど、あれはあくまでも社会福祉協議会の事業としてやっているということなものですから、老人福祉センターそのものということでは実はないんですね。そういうことの中で、先ほども御紹介していただいたように、町では今公共施設の管理計画を策定しました。残念ながら、なかなか今の老人福祉センターにいろいろ手を加えて改修、改築ができるという時期は既に過ぎているというふうにも聞いております。もちろん当面は、せつかくあるわけですし、何とか今は使えるわけですから、当然それは使っていきたいというふうに思いますけれども、やはり大きな手を加えて改修ということではないんじゃないかなというふうに思いますし、いわんや改築してまた江北町の老人福祉センターを新たにということは、私は財政状況もさることながら、それだけではなくて、これからの時代を考えた場合に、いわゆる老人福祉センターという名を冠する施設を新たに造るということにはならないんじゃないかなと実は思っているところでもあります。

こういうことを言うと、何か町長は老人に冷たいとか言われますけど、そうでは逆じゃないんですね。やはり今の高齢者の皆さんの実態を捉えて、その高齢者の皆さん方が町内でどんな活動をどこでしていただくかという視点で考えないと、今の老人福祉センターありきではなかなか、本当はやっていただきたいことがやれないということになるんじゃないかなというふうに思います。

今年度は、その隣にありますB&Gの体育館も実はまさに同じ頃にできて、今は大変老朽化が進んでしまって危険な状態にあります。恐らく老人福祉センターも一度きちんと人間

ドックではないですけども、診断をきちんとして、どのくらいまでなら使えそうなのかと。当然維持をするための必要最小限の対応ということはしていったら、なるべく延命といいましょうかね、していききたいというふうには思いますけれども、かつても三苦議員からはエレベーターをというお話をいただきました。ただ、じゃ、今の施設にエレベーターだけ新しいのをつけるのかというようなことなんですよ。もちろん御不便もかけているというのはよく存じ上げております。ですから、そういうときには、例えば、ネイブルを使っていただくとか、町の公民館を使っていただくとかいうことで、幸い老人福祉センターの開設の後にも町内でもいろんな施設ができましたから、これからはそういうことに融通を利かせていくといましょうか、知恵を絞っていくといましょうか、やはりそういうことが大事であるといふふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

今お話のとおり、それは今町のほうも迷われているというか、そういうふうに手がつけられない状況が発生しているかと思えます。今の老人の現役の方の活動とか、そういったところがちょっと困ってあるというか、何か場所的に十分なのか。今後も長寿命化になっていく中で、ネイブルもあるやろう、どこもあるやろう、どこもということで、果たして老人の方たちがそういうところを積極的に探してというのは、利用の状況を見て、そこにはあまり行かないのかな。そういう名前がつけてあることによって非常に行きやすいというか、活動しやすいというか、先ほど一番最初に表を出しましたが、3割に近づいていくわけで、その方たちがさらに長く活躍してもらおうとか、人生を過ごしてもらおうための、そういう意味での、老人福祉センターという名前じゃなくても、何かそういうスペースがですね、どこにもない施設といまいますか、江北に住んでよかったという、やっぱり老人の方の気持ちといまいますか、なかなかそういう手を差し伸べるというような表現はどうかなとは思いますが、江北町で人生を終えるという、70、80代の方というのはそういうところにいらっしゃるので、最後の活動場所というのが胸を張って行けるようなところがあったらいいな。そういうところをぜひ町としても、今から3割の人たちを生かすといまいますか、元気に活動していただ

くようなスペースの確保があればということで今回質問をしたわけですけど、例えば、今の現在の場所で避難場所とか、例えば、2階がなくて、なかなか足の悪い方が入れるというようなことがないので、そういう改修あたりは何かできないかなというふうにですね。この老人福祉センターについては今までも何回となく出ていたかと思えますけれども、やはり進んでいないといいますか、最後まで持てるところまで持てるように待っておくじゃないんですけど、そういう感じですね。ですから、何か目標を決めて、あるところまで、ある意味、こういったのは設備を整えるとか改善するとか、何かそういうのがあったほうが、人間一年一年変わって行って、そこに集中して老人福祉センターをどうかしようというようなことはなかなか厳しいんじゃないかなと思います。ですから、ぜひ二、三年である程度の形として、やっぱり町民の方もどうなるやろうかと、老人福祉センターと名前がついていて、そこが手をつけられない状況でありますので、今まで町を支えてこられた先輩方に、何かある意味自由に活動できる場所を造ってほしいなというふうに思いましたもので、この質問をいたしました。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江北町に生まれ育ちだけではないですけど、江北町にいらっしゃる高齢者の皆さんが江北町に住んでよかったと思っていただきたいというのは、江頭議員と全く気持ちは共有をさせていただきます。

が、イコール老人福祉センターということなのかなということなんです。先ほどから老人の活動の場をということですけども、御存じだというふうに思いますが、実は町内ではいろんなところで老人の皆さん方が活動をされております。例えば、上小田ではマージャンをされたり、町の役場の公民館では踊りの稽古をされたり、恐らくそれこそいろんな場所で老人の、何というんですかね、もしかすると、今からはあまり老人とか高齢者ということに分けることも何か少し違ってきているような気がしないでもないですけども、皮肉なことに、毎年1回の老人福祉大会も老人福祉センターではなくて、ネイブルで開催をしているんですね。それは先ほどおっしゃったように、高齢者の皆さん方が来ていただくときに、2階にはなかなかというようなこともあったりしますし、もちろん収容人数のこともあります。そういう意味では、今既にいろんな形で高齢者の皆さん方が活動をしていただい

いるというふうに思いますし、それはぜひ町としてもしっかり応援、サポートをしていきたいというふうに思います。

残念ながら昨年度は新型コロナによりまして老人福祉大会は開催ができませんでした。ただ、単純に開催をしないというのではなくて、もともと恐らく敬老の意味で始められた福祉大会であるから、町としてはこの敬老の気持ちを何か伝えることができないかということで、昨年度は小学生と中学生に協力をしてもらって、高齢者の皆さん方に絵手紙を届けさせていただきました。ケーブルワンでも取材を受けた方がおられましたけれども、恐らく江北町に住んでいてよかったなというふうな趣旨のことをおっしゃっていただいたというふうに思いますし、我々もああした取組をしてよかったなというふうに思います。

箱物は必ずしも必要なかどうなのか、要らないと言っているわけではありませんけれども、我々が高齢者の皆さんの活躍の場、活動の場をきちんと確保させていただいて、また、高齢者の皆さんが江北町にいてよかったとだけ思っている方法はそれこそいろいろあるんじゃないかというふうに思います。ですから、これからもそうした気持ちは忘れず、そうした視点をなくすことなく、これからもしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

それともう一つ、老人福祉センターは手つかずではありません。いろんな修繕、また、小改修等を行っておりますけれども、先ほど建て替えとか、恐らく大規模の改修のような前提で御質問をされていたものですから、それはどうかというふうに申し上げましたので、そこはぜひ誤解のなきようお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

大変ありがとうございます。

今後さらに進む高齢化ですね、そのこともしっかり考えていただいているとは思いますが、なかなか一般の方といいますか、そういうところに出ている方の活動はよく見えますけれども、地域にまだおられる方というか、そういった方たちもそういうところにぜひ引っ張り出してと言うたらいけないんですけれども、一つの機会にそういうのが広まっていけばなということで、今回、老人福祉センターについて、私も先がちょっと見えなかったものですから、実際、老人福祉センターの中におられる方でも、エレベーターとかトイレの改

修がほしいとか、いろいろおっしゃってはありますが、根本的な解決ができていなくて、あそこは避難所にもなったりしておりますけど、あそこもちょっと狭かったりとか、いろいろありましたから、今回もどっちみちほかのところに土地を見つけて、40年、50年持つような大きな、よそにないような、ある意味県や全国にアピールできるような老人施設ができればなというふうな夢を持って質問させていただきました。

こういう質問をしている私も60に乗ってもおりますので、高齢の方が最後目標を持って楽しく過ごせるような施設、そういう環境を整えていければということで、私もいろいろあちこちの施設なども参考にしながら、こうやって質問させていただく機会をいただいておりますので、今後ともいろんなところの施設についていろいろ紹介をさせていただくということで、今日は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時35分

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

ただいま議長に登壇の許可をいただきました4番井上敏文でございます。

質問に入る前に、執行部の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。昨年からの新型コロナウイルス感染症の対応について、町民の安全・安心を図るため、大変な御努力をされていることについて敬意を表したいと思います。また、コロナ対策の切り札の一つとして、現在、ワクチンの接種が町内でも始まっておりますが、今、順調に進んでいると聞いております。改めて、町長をはじめ職員の皆さんに感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

それでは、質問に入っていきます。

町民の声を町政にどう生かすかということで質問に入っていきたいと思います。

内容ですが、町政の運営について住民主体の町づくりを進めるとき、町民の声を聞き、こ

れをいかに町政に反映させるかは、地方自治においても最も重要なことではないかと思えます。

これまで、町の最上位計画である総合計画の策定、また、町の主要な各部門の計画を策定するときは町民に聞くためのアンケート取られており、その意見を参考にされていると思えます。

今回、町は総合計画に代わる計画として、江北町まちミライ創生プランを策定してありますが、住民主体の町づくりを進めるとき、町民の意向を率直に酌み取るには、町民からのアンケートにより意見を聴き、今後の町政を運営する際の参考にされたらいいのではないかと思えます。

質問の1点目ですが、これからの町民主体の町づくりを進める上において、町民のニーズがどのようなところにあるのか、また、町民の町に対する意見、要望等はどのようなものなのかを率直に聞くためのアンケートを取って、町の指針となる、江北町まちミライ創生プランに反映させ、町民の声を町政に生かすべきと考えますが、町長の所見をお伺いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

おはようございます。井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、整理をさせていただきますけれども、3月議会においても前政策課長のほうから答弁があったと思えますけれども、江北町まちミライ創生プランにおいては社会情勢や環境が日々変化する中、激しく変わる時代の変化を見ながら総合戦略の策定委員さんをはじめ、町政懇談会、出前講座、その他、商工会や農業の団体、農業のグループ、女性グループの方々などいろいろな団体の皆さんと懇談をさせていただいた中で、出された意見を踏まえた上で、町が30年後も活力ある町であり続けるための将来像や目標、それらを実現するために、令和3年度から5年間の重点的に実施していく基本的な目標と施策を幅広く盛り込んで策定しております。

アンケートを取るということも町民の意見を酌み取る一つの方法かとは思いますが、やはり10年前と比べますと、町民の意向を酌み取る方法は地方分権の時代で自治体の規模により多様化しております。現在は、町民の皆さんからの御意見や御要望を聞く機会は増えているのではないかと考えております。

繰り返しになりますけれども、例えば、町政懇談会、出前談義、各種団体の皆さんとの懇談、会議等での意見交換、それから平成28年度から平成30年度においては、子育てで悩みを抱えているお母さんや同世代と交流ができていないお母さんを対象に開催された子育てママ・タウンカフェにおいては、その中で出た御意見を踏まえて、みんなの公園整備などに反映されております。

また、毎月、区長会を開催しておりますけれども、令和2年度以降は区長会に三役及び全課長が出席しております、各地域の代表である区長さんから毎月、御意見や御要望をいただいているところであります。

そして今、一人一人がスマートフォンを持つような時代となりまして、ホームページやフェイスブック、メールなどにより、個別に御意見をいただくことも増えてまいりました。

江北町まちミライ創生プランは、そういった日頃、町民の皆さんとお話をさせていただき、出た御意見や御要望を盛り込んで、策定委員さんの御意見を聴きながら策定させていただいたということですので、町民の御意見は反映されているのではないかと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ただいま総務政策課長の答弁をいただきました。

この件については、私、3月議会で総合計画の策定について質問をしました。江北町まちミライ創生プランを策定しているから総合計画に代わるものとして策定していると。

ただ、そのときも町民の声をどう聞いたかという質問をしました。質問をしたときに、さっき、総務政策課長が言うように、町政懇談会を開催している、あるいは出前談義、あるいは区長会、あるいはママ友あたりとの懇談会等もしているということ。あと、今は時代が変わって、スマホでも利用して意見が言える時代ということは言われましたがですね、これは3月答弁のときに聞いているんですよ。そう聞いた上での私の質問であります。

だから、それを一歩踏まえて、今回の質問に答えていただきたいと思います。私の質問に、私はね、3月の答弁をそのまま踏襲しただけで何ら進んでいない、何か考えられているかなというふうなことを感じました。

なぜ私がこういう質問をするかといいますと、10年前、第5次総合計画を策定するときに、まず、有識者から成る総合計画策定審議会というのを設置されて、これがですね、委員21名から成り、9回にわたって議論されております。

今回、それに代わる江北町まちミライ創生プランということで、その代表会議、有識者会議をされたということですが、これは1回だけなんですよね。その辺のこの総合計画に代わる江北町まちミライ創生プランを策定するときに、私はその有識者の意見が1回ぐらいでは反映されたとは思いませんね。

また、10年前の総合計画を策定するときに、町の未来を担う小・中学生、子供たちに江北町に対するアンケートを実施されております。江北町はどんな町になってほしいですかとかですね、あなたは江北町に住みたいと思いますかと、住みたいくないという答えの中には、どういったところがありますかといったことで踏み込んで聞いてあるわけですね。やはり、そういうふうな末端の意見を聞いて町の基本的な政策を立案していくというのが、私、基本じゃないかなと思います。その基本的な立案計画を立てるとき、やはり町民の末端の人たちの声を酌み上げる、そういった姿勢が私は大事ではないかと思います。

インターネット等もあります。町政懇談会も開催されているというふうなことを言われましたけど、これは私、3月議会でも質問したときに言いましたけど、それと町政懇談会、出前談義あたりですね、町から説明があった後、皆さん、意見何かありませんかというときには、なかなか手を挙げてみんなの前で意見を言うというのは、なかなか言えない。言いにくいか度胸が要るんですよね。だから、そういう場においてですね、私は末端の声を聴くというときには、意見ありませんかというのも必要であります、参加者の方に、ほかに意見があればアンケート用紙に書いてくださいと、そういうふうな方法を取れば、これは率直に意見を聞けると思うんですよ。手を挙げてなかなか言えない、何回でも言いますがですね。私も、ああいう会合で手を挙げてなかなか言えない場面があります。そういった町民の声を聞くにはアンケート、だから私はアンケートと、こう言っておるんですよね。これについて町長にお尋ねします。町長、見解をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、5名の課長が答弁に立たせていただきますけど、このうち3名は新任の課長が、先

ほど、こども教育課長、そして坂元健康福祉課長、そして先ほど総務政策課長が初めて、ここで登壇をさせていただきました。先ほどの総務政策課長の答弁、すばらしかったなど私は思っております。

先ほど、井上議員は3月議会から進んでいないという言い方をされましたけれども、例えば、工事であるとか何かの事業が3月議会と変わっていなければ、進んでいないということで、我々も、もし進んでいないのであればおわびを申し上げんばいかんわけですけれども、進んでいないのではなくて、3月議会の御質問に対して我々なりの考え方をきちんと御説明をさせていただいたわけですから、ある意味変わらないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

姿勢の問題だとおっしゃいましたけれども、その姿勢は井上議員の御主張どおり、我々も町民の皆さんのニーズをどうやって、いかに把握をするかというのは日々努力をしておるところであります。

ですから、アンケートを取っていないイコールそういう町民のニーズを酌み取ろうとする姿勢がないというふうに、イコールでそこはぜひ結びつけていただきたくないなというふうに思います。

先ほどの議員の御質問にもお答えしましたとおり、今回の一般質問のテーマは、もしかすると、まさに今、この時代認識に関する問題なんじゃないかなということを思いました。

最初の御質問では、いわゆるスポーツの在り方、例えば、社会体育であるとか、部活動の在り方が本当に今日的なやり方になっているのかというふうなことだったというふうに私なりに思っておりますし、その後の老人福祉センターについても、これまで、そしてこれからのそういう高齢化といいましょうか、高齢者の皆さんの活動の在り方ということについて、残念ながら、考え方を異にはしておりましたけれども、そういうことなのではないかというふうに思います。

先ほど、井上議員、10年前のとおっしゃいました。もちろん10年前というと昔、今は10年前、前やったことは全てやらないと言っているようにまた誤解をされるのは勘弁してほしいんですけども、やはりこの10年の中でいろんな形で我々の社会というのはやっぱり変わってきたんだろうというふうに思います。

そういうことの中で、先ほど御紹介をしましたような、いろんな場面で我々なりに町民の皆さんのニーズを酌み取った上で、今回、江北町まちミライ創生プランを策定させていただ

いたというふうに思っております。

ですから、繰り返しになりますけど、進んでいないのではなくて、3月議会の段階で我々として考え方を整理してお答えをしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

あえて、私、3月議会で質問したとをですね、また、なぜ6月議会に取り上げたかというのは、3月議会では町長が言われるような答弁、そのままでありました。私は、そのときにアンケートという話もしましたが、それ以上議論しても見解の相違だなというふうに私は感じたところであります。

私が質問する中で、先ほど町長、10年前の総合計画を私が例に出して取り上げた、もう時代は変わっていると言われましたけど、時代は変わっております、ただ、その手法についてですよ、そういったアンケートを取るといのが、あるいは審議会を前は9回開催したのが1回していないとかいのがですね、今は時代が違うんじゃないかと私は思いません。そういった手法を取って、町民の皆さんの意見を聴いていくというのは、昔も今も変わらないんじゃないかと思えます。

私がなぜこの質問をまた出したかというのは、私、個人的に議会だよりを発行しております。

そういう中で、町民の方が私たちの声をどうやって届けばいいんですかと。町政懇談会があるけんが、そこで行って意見ば言わんねというふうなことも言ってまいりましたが、いや、なかなか、ああいうところには足が進まんもんねと、アンケートを取ってもらえれば率直に自分の意見を言えるんだがというふうなことを聞きます、聞きました。ということでですね、再度、私、今回、質問をしたわけでございます。

これ以上、私が答弁を求めても同じだと思います。見解の相違であります、私の言いたいことを酌み取っていただきたいと思えます。町民の末端——末端と言えば失礼ですね、町民の隅々の方におかれては、いろんな意見をお持ちですので、町政懇談会とか出前談義、あるいはSNSを利用した、スマホ等を利用した意見を言ってくださいではなくてですね、もっと町民の皆さんの意見を隅々まで聞くには、どうしたらいいかを考えていただければと

思います。

2点目に行きます。町民の声を町政にどう生かすかの2点目です。

最近、町内で大きな話題として上ったのは駅名改称であります。これについて町民は大きな関心を寄せ、町内で議論をされたことは周知の事実であります。

また、今回、私が町内を回ったときにいろんな意見が寄せられ、町民の関心の高さがうかがえました。この件については署名運動などがあり、賛否両論あったものの、このことについては3月議会で駅名改称についての予算が可決されておりますので、それはそれとして、今後の問題であります、質問の2点目。

町内での議論はいろいろあったものの、これからは町内の融和に向けた取組が必要でないかと私は考えますが、町長の所見を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私も井上議員の御主張を全く同じでございます。

今から5年前、私も選挙を戦った上で町長という仕事をさせていただくようになりました。そのときに申し上げた私の3つの言葉が「融和と対話と経営」ということでありました。これはどういう意味から申し上げたかというのは、既に議会でも申し上げましたけれども、それはやっぱりいろんな、それぞれやはり関係や考え方、また立場、場合によっては利害ということもあるかもしれませんけれども、そういうことの中で、当然、候補者が2人以上いれば選挙になるわけであります。これは、あくまでも町の代表を決めるための、言ってみれば手続といいましょうか、であるわけであります。幸いにしていいいましょうか、そういうことの中で私、選ばせていただいたわけですが、選んでいただいた上ではですね、やはり町の発展のために町民一丸となって進んでいくということもありますし、私自身が町外で仕事をしたり、暮らしていたことが長かったものですから、そういうことになって初めていろんな方たちとお付き合いをさせていただくようになったので、そういう、言ってみれば、前提なくといいますでしょうか、先入観なく、やはりいろんな方たちと交流をさせていただきたいという本当に私の本心からの言葉でありました。少なくとも、今、5年目になりますけれども、その姿勢と考え方は変わっているつもりは全くありません。

ですから、例えば、残念ながらといいますかね、いろんな要素の中で必ずしも選挙戦のと

きには私を応援していただけなかった方であったとしても、それはそれ、それから実際こうやって町づくりを進めていくに当たっては、そうしたことは私の頭には入っておりません。

選挙の話をして駅名改称の話をするのはいかがかとは思いますが、先ほど御指摘のとおり、駅名についてもいろいろお考えがあったのは存じ上げております。

ただ、我々町として、最終的な手続であります議会の議決ということを経験したわけがありますから、これは町としてこれから取り組んでいくということになるわけがあります。

ですから、このことに賛成の方だけではなくて、反対であった方も含めて、やはりこれからは町全体としてですね、決まったからにはやはり進んでいくということが大事だろうというふうに思いますし、先ほど私が申し上げたような融和という意味でいけばですね、この件に関しても全く同じ考え方であります。

これは、ある議員の方が言われたことであります。俺は駅名は反対やったけんが、反対したばってんがくさいて、俺は議会でがんして決まった後まで俺はいろいろは言わんばいて。それは決まったなれば、やっぱりみんなでせんばいかんくさいと。私は本当にすばらしい、また、ありがたいというふうに思いました。

やはり先ほど融和という話が出ましたけれども、もちろん私自身がそうした考えであるというのは前提であります。融和の主体というのは誰でしょうか。やはり町民の皆さん全てが融和の主体ではないのでしょうかね。

そういう意味からしますと、もちろん私もそうした前提なく、これから行動、活動をしていきますけれども、ぜひそれに相呼応していただいて、町民の皆さんもそれぞれが、やはりみんなで融和に向かっていくということが大事なのではないかというふうに思いますし、せっかくの機会をいただきましたので、ぜひ議員各位、また町民各位にもそのことをお願いいたしたいというふうに思います。

この件に関しては既に決まりましたから、かくなる上は、ぜひあの日とき賛成してよかった、もしくは反対だったけれども、こういう結果だったら、よかったんじゃないかというふうに、やはり思っただけのように、しっかり効果をあらしめるというのが私に与えられた責務だというふうに思っております。

そういう意味でも、いよいよ来年の秋ということになります。あわせて、町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私は駅名改称云々を言っているわけではありません。駅名改称については、この一般質問の中でも冒頭言いましたけど、町の最高決議機関である議会で決めたことですので、それはそれとしてですね、やはり決定された事項には、我々議員もそれを尊重していくというのは当然の姿勢であります。

ただ、私は、先ほど町長が経営という言葉も言われましたけど、江北町役場株式会社と、社長は町長というふうなことで、社員は職員、職員は社員、町民はお客さんと。この経営をもってするとなれば、やはりお客さんがどのようなニーズを持っているのか、やっぱりそれに沿っていくという町政運営が必要ではないかと思います。山田町長が、そういった町民のニーズに答えていないということじゃないですよ。それは十分に声を聞かれて町政を運営されております。すばらしいと思います。

ただ、私は何回も言うように、町民の人々の声を聞く手法についてですね、もう一つ、一考をしていただけないかということの質問でございます。

これについては終わっていきたいと思います。

それでは、2問目に行きます。

ふるさと納税の寄附額が減少している、今後の取組はということで質問をいたします。

令和2年度の県内におけるふるさと納税の寄附額の速報値が新聞に掲載されておりました。それによると、我が町は令和元年度の寄附額が3億5,700万円であったのが、令和2年度は3億1,100万円と約4,600万円の減ということであります。率にすると約12.8%の落ち込みでありました。

このふるさと納税については、県内ではコロナ禍による巣ごもり需要で寄附額が増加しているところが多い中、我が町の寄附額は減ってきており、令和2年度の減少率は下位から2番目、寄附額については最下位となっております。

これまで我が町のふるさと納税の寄附額の推移を見ますと、4年前の寄附額が約7億7,200万円、3年前は5億2,500万円、2年前は3億5,700万円、去年は3億1,100万円と年々減少をしております。細かい数字を言いましたけど、大まかに言ってですね、4年前は8億円やった、3年前は5億円、2年前が4億円、で、去年が3億円というふうに、だんだん減少

をしてきております。

これに関連して、私は昨年9月議会でふるさと納税が落ち込んだ理由は何かと質問をしたところ、町長は、これからは本腰を入れてこ入れすると答弁されております。現在はふるさと納税の仲介業者を1社から3社に増やして取り組んでおられるようですが、それでも寄附額は現状では落ち込んでおります。

ここで、新聞に載った分の状況をパワーポイントで説明をしていきたいと思っております。

(パワーポイントを使用)これが4月18日の新聞に載っておりました県内の2020年度のふるさと納税の状況であります。右側に県と16市町が9億円増額をしたと。これはコロナの影響もあったのか、巣ごもり需要ということが影響したのではないかとというふうなことを言われております。この新聞のこの詳細のここに掲げてある表を拡大してみます。

この中で、佐賀新聞にこういうふうに乗っておりました。江北町は赤線で引っ張っているところではありますが、これが2018年度には5億円というのが2019年度は3億5,000万円、2020年度、昨年度が3億1,000万円。こういうふうに落ち込んでいるということでもあります。

ほかの自治体は、このふるさと納税、寄附額を伸ばしているという中で、この4市町が減額になっているということでございます。

これをさらに順番に並べて整理をしました。県内で2020年度のふるさと納税額として1位は上峰ですね。上峰は昨年から4.9%落ち込んだものの44億円寄附があったということです。江北町は、これは21位とあります。20市町であります、ここに佐賀県という自治体が入っておりますので、21番ということになっておりますが、この中でも、先ほど言いました前年度比較が増えている市町が多い中で、4市町が減ったと。江北町も減って、これが最下位ということでもあります。これが新聞に載った現状であります。元に戻してください。

それで、質問の1点目であります。

さきの議会で本腰を入れてやると答弁されているものの、現実として寄附額は落ち込んでおります。その理由をお伺いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

先ほど、今回新任の課長が3名登壇すると申しておりましたけれども、4名でありました。本当は、地域振興課長がこの件についても答弁をすることにしていたんですけど、今、さっ

き答弁の要旨を見ていたら、何か言い訳めいたことしかやっぱり書いていないんですよね。これはこの間も言ったと思いますけれども、やはり頑張りが足らなかったんだと思います。血眼になってふるさと納税をいただく取組ができなかったんだというふうに思います。

そういう意味で、9月からですね、昨年9月議会でも、今までも本腰は入れていたんですけども、私だけが本腰を入れるのではなくて、やはり担当課も含めて本腰を入れるという意味で答弁もさせていただきましたし、その後、そういう意味でも本腰を入れるべしということで指示もしましたが、残念ながら、昨年はそれが結果につながっていなかったということとであります。

だからということではないですけれども、この4月から組織も変え、人事もし、この新年度、取組を新たにさせていただいております。

正直言うと、悔しくて悔しくてたまりません。だって、ほかのどこかの市町と同じようにするだけで最下位にはならんわけですよ。

だからといって、例えば、何かのポータルサイトが足りないとかいうことではなくて、恐らく、どうやったらもっと寄附をしていただくかということの知恵を出したり、足で稼いだりということが決定的に多分足らなかったんだというふうに思います。そういうことで私も時間をいただけるならば、私自身、足で稼ぎたいぐらいの気持ちなんですけれども、残念ながら、昨年度はその結果を見なかったということとあります。

今年度は、1月からすれば、1、2、3、4月まで分かっているのかな、おかげさまで回復の兆しが見えております。まだ年度途中でありますし、最終的には、やはり年末が一定の大きなピークでありますから、ここに持っていかんばいかんわけですけれども、昨年度までは対前年比何%減、そんな数字ばかり毎月、毎月、私も見させられておまして、ここは何でこんななっているのかということも、いろいろ言ったりもしましたが、久しぶりに対前年から上向いている数字を今、報告をこの間受けましたものですから、もうしばらくお待ちいただければというふうに思っております。

具体的な数字は担当課長が申し上げます。

○西原好文議長

ちょっと待ってください。課長、数字言いますか、どうぞ。

井上君。

○井上敏文議員

地域振興課長、あと、補足等あれば、十分整理をして答弁をお願いしたいと思います、この落ち込んだ理由、これは9月議会でも私が質問したときに、町長が本腰を入れてやると町長が言われたんですよね。昨年9月の時点では、勝負は9月からと、9、10、11とお歳暮シーズン、年末商戦にかけて集中的にてこ入れすると、このように言われました。寄附額については真ん中ぐらいには行きたいと、このように言われたのも記憶にあられるかと思えます。ただ、結果が伸びていない、最下位。これはなぜかと思うんですよ。何に原因があったのかと。

職員の皆さんの努力がいまいちだというふうなこともありましたけど、ここは町長がトップでありますので、しっかり経営体の社長であります町長は、先頭になって、職員の努力が足りないというふうなことじゃなくてですね、やはり町長自らがリーダーシップとまでは言わないですけど、やっぱり引っ張っていくということが大事では、そうでないと職員の皆さん、今、コロナ対応でも大変で目いっぱいだと思います。なかなか通常の業務がある中でコロナ対応もせにやいかん。このふるさと納税も気合い入れて頑張らにやいかん。これは今、大変な状況だと思うんですよね。だから、職員の皆さんにハッパかけ、叱咤激励しても、あっぷあっぷな状況じゃないかなと私は思います。

だから、これをどういうふうにして改善して寄附額、収入を上げていくのかというのは、ただ職員の担当課じゃなくて、やはり町長よく言われますように、オール江北ですね、あるいはこのふるさと納税についてワンチームでも結成して、やはりその体制を整えないと、また同じようなことになるんじゃないかと思えます。

先ほど、町長は回復の兆しが見えていると言われましたけど、ほかのところも回復の兆しが見えているんじゃないかなと思います。

先ほど言いました、9月議会では年末商戦で頑張るから中ぐらいまでやりたい、結果的にはできていない。だから、何が原因なのかというのをもう少し根本的に対応を練っていただきたいと思えます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

職員の努力不足があったとすれば、私の指導力不足だというふうに思います。それは、私自身が痛感をいたしておりますし、先ほど井上議員がおっしゃったように、私自らと、私も

だから時間があつたら、私があちこち歩いて回って商品開発したいぐらいの気持ちなんですけれども、なかなかそうはならないものですから、そこは私にできることとして、組織も変え、人も変え、この4月から臨ませていただいているということでもありますし、事務的にいえば、今年度から新たな取組もさせていただいているということでもありますので、職員のせいにしてはいるつもりはありません。そこは受け止め方だと思いますけれども、これまでのやり方を見ていただければ、そこはわざわざ私が解説するまでもなく、そいは職員が悪かですもんねと言っているつもりはありませんよ。

ただ、やはり、まさにオール江北、私、それぞれの役割をきちんと果たしていかなければ、町全体としてパフォーマンスができないわけですから、そういう意味で申し上げているわけであるし、その最終的な責任は私にあると。責任といっても悪かことしたわけではありませんから、そこはぜひ誤解なきようお願いをしたいわけですがけれども。

そういう意味でこの新年度から新たな体制も取り、人事も行い、そして議会から承認をいただいて、新たな取組の予算もいただきましたものですから、先ほど申し上げましたように、年度当初ではありますけれども、回復の兆しも見えていると。

さっきおっしゃったように、コロナ禍でふるさと納税の取組をせんばならんとは全国どこの自治体も一緒ですから、コロナを理由にするつもりもありませんし、どちらも我々町としてしっかりやっぺいかんばならんことなわけです。

ですから、繰り返しになりますけれども、いましばらくお待ちください。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私も繰り返しになりますけど、この一般質問を機会に来年度、いや、今年度の実績は来年度に報告されるわけですが、こういうふう下位に低迷するんじゃなくて、やはり町長言われました真ん中ぐらいまでは行きたいというふうなことのその結果を期待したいと思います。

ちょっと時間ありませんので、簡潔に要点だけ、すみません。

○西原好文議長

答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

井上議員の御質問にお答えします。

まず、先ほど町長が申し上げたふるさと納税の復活の兆しがあるという点についてですが、令和2年5月に700万円であったものが、令和3年5月には950万円、36%の増となっております。

また、今年度からてこ入れをしておりますふるさとチョイス、楽天につきましては、昨年と比べて49%の増となっております。（発言する者あり）

失礼しました。今年度の目標といたしましては、過去最高約8億円というものがあつたと思いますけれども、それを超えるように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

頑張っていきたいということを期待しております。これは結果ですからね。結果が出て、また同じようなことにならないように、あえて今回、また、このふるさと納税を質問させていただきました。このふるさと納税の質問をきっかけとしてですね、9月で答弁して同じじゃないかというのを今また質問したですけど、これが来年度の速報値が出たときに、また同じじゃないかと、こういうふうに言われないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

質問の2点目です。

また、昨年9月議会で企業版ふるさと納税の取組についても質問しましたが、町長はセールスも含め、積極的に取り組みたいと答弁されております。

質問の2点目、この企業版ふるさと納税について具体的にどのような取組をされたのか、また、今後の見込みについて町長の所見をお伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

井上議員の御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、令和2年度に改正が行われて、控除額が寄附額の最大9割に拡充されています。同時に、地方自治体が策定する地域再生計画の認定手続が簡略化されるなど、

企業、自治体双方にとってメリットが増しています。

そのような中で、本町においても昨年から取組を進めているところで、まず、昨年9月に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定申請を国に提出しております。また、11月に国から認定をいただいております。

現在、町のホームページに企業版ふるさと納税と地域再生計画の概要を掲載し、募集をしているところです。今後の予定といたしましては、より具体的な個別事業計画を掲載し、賛同していただける企業を募集していきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

具体的にどのような取組をされますかと聞いたんですが、先ほどの答弁、企業版ふるさと納税とはこういうものでありますと、税の優遇措置が改定されましたというのは9月議会で質問して答弁いただいておりますね。だから、そういう答弁は割愛して、これをどのように取り組むのかというのを聞きました。

積極的に取り組みたいということですが、これも答弁としては、一步踏み込んだ答弁をお願いしたいということで、私質問したんですけど、ちょっと期待はずれでありました。今後の見込みはということで聞いたんですが、今後の見込みの具体的な内容については触れられていないような気もしました。

9月議会では、企業版ふるさと納税を私質問しましたが、町長の答弁として企業版ふるさと納税も大変有効な財源の一つであると、本腰を入れて取り組むと。また、個別のセールスも含め積極的に取り組みたいと答弁されております。

先ほど地域振興課長の答弁では、これから具体的に積極的に取り組みたいということですが、9月の答弁からどのように進んだのかがなかなか見えてきません。

11月にこれ、ふるさと納税を開始されていると、昨年11月から企業版ふるさと納税を開始しますということでホームページにも載っております。

現時点でこのふるさと納税、企業からの寄附の申出というのはどのくらいあったのか、これをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

井上議員の再質問にお答えします。

これまで企業からの寄附の申出はあっておりません。

県内で取組をされている自治体に尋ねたところ、ホームページ掲載だけでは寄附は集まらないということですので、今後、町から積極的に働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

9月の答弁で町長も答弁されておりますけど、積極的に取り組みたいと言われておりましたので、これまで幾らかあったかなということで聞いたんですけど、今のところあっていない。これを、今後積極的に取り組みたいということであります。また、同じようなことにならないように積極的に取り組んでいただきたいと思います。（発言する者あり）町長ありますか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。（「ちょっと時間ありませんので、簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（山田恭輔）

このまま終わると少し誤解されるようですので、あえて答弁を申し上げます。

企業版ふるさと納税——ふるさと納税という言葉がついておりますけれども、先ほど来議論があつておりました個人のふるさと納税とは異なるものであります。先ほど、ホームページに載せたからといって、どんどん集まるようなものじゃないと。そりゃ当然であります。どちらかという和企业誘致に近いんですよ。

というのは、いろんな、例えば100社とか1,000社の企業さんが個人のふるさと納税のように寄附をしてもらうというのではなくて、町のいろんな取組を、言ってみればパートナーシップを組んで、そして一緒にいろんな取組をさせていただくということですから、もちろん、インターネットに載せたから集まるというものでもありませんし、先ほど申し上げたよ

うに、言ってみれば個別の事業所とやはりやり取りをする中で、それに対して町が財政的な支援をいただき、企業側は、寄附の控除を受けられるということでもあります。

先ほど、企業誘致と同じようだと言ったのは、ここでは申し上げられません。というのは、当然相手があるわけなものですから、実は個別にいろいろお話をいただいて、町のほうで何かあったら協力させてもらいますよということもお話もいただいております。じゃ、そういうことであればということで協議はさせていただいている会社もありますけれども、大変申し訳ないんですが、ここでそれを申し上げることにはなりません。それは、やはり非常にセンシティブといいたいでしょうか、敏感な問題なものですから、一定のめどがついて、もしこれが成就するようであれば、そのときは御報告をさせていただきますけれども、そういう意味では、先ほどおっしゃったように、取組がよく見えないだろうと思います。これは、まさにある意味トップセールスの部分もありますから、ここで、議会の場で具体的に申し上げることには今の状況ではならないということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この企業版ふるさと納税、これは9月議会で私も言いました。町長が言われるとおりですね、ただ単に寄附額を募っているんじゃなくて、これは企業誘致にもつながることだということで積極的に働きかけをしていただきたいということで、個別のセールスも含めて積極的に取り組みたいという答弁、具体的には言えないということでもありますので、今後の成果を期待したいと思います。

このふるさと納税の3点目に入ります。

今後は、駅活性化事業のほか、老朽化が進む公共施設の改修など大型事業が控えております。このふるさと納税の寄附金は町の貴重な財源の一部になると思いますが、質問の3点目、このふるさと納税により増収を図るための具体的な手法について、どのように考えておられるか、町長の所見を求めます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

井上議員の御質問にお答えします。

まず、増収を図るための具体的な手法ということで、現在、町が取組を進めている4点を説明させていただきます。

まず1点目は、返礼品を増やしていくということです。

返礼品が増えることによって、検索に多くかかり、ポータルサイトへのアクセスも伸びていきます。県内でも寄附額が上位の自治体は平均500商品を掲載されています。

対策として、ふるさと納税でよく検索される果実、和牛、魚介、菓子等を中心にバラエティーに富んだ返礼品の企画、事業者開拓に取り組んでいるところです。

2点目は、サイトにおける返礼品のレビューを増やすということです。

返礼品のレビューが増えますと、検索時の上位に表示されやすく、返礼品のクリック率も上がってきます。今後、レビューを増やすためのキャンペーンの取組も検討してまいりたいと思っております。

次に、3点目としまして、返礼品の魅力が伝わるページを作っていく取組です。

本町の返礼品は、生産者の皆さんがこだわって丁寧に生産されている返礼品が多いことが強みですので、商品のページを事業者や商品の魅力をしっかりと伝えられるものにリニューアルし、納得して寄附していただける寄附者を増やしていきたいと考えております。

4点目ですけれども、寄附単価を上げていくという取組です。

本町の令和2年度の寄附単価は約1万8千円、全体的に1万円前後の返礼品が多い状況になっていました。単価の高い返礼品の掘り起こしや定期便の商品を増やすことで寄附単価を2万円以上に上げて寄附金額の増につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

先ほど4点ほど言われました。商品を増やしていく、サイトレビューを増やす、返礼品を増やす、寄附単価を上げる。これは今に限ったことではないと思うんですね。前からもういうふうなことを考えていかなければならないんじゃないか。

といいますのも、他市町を見れば、多いところは、そう特産品がないのに寄附額を伸ばしているところがあるんですね。これは何でかなと思うんですね。江北町も特産品はほかのと

ころよりもあるんだけどなど。これがなぜほかの市町よりも低いのかというふうな疑問を感じます。

ふるさと納税、町の財源の貴重な財源であります。このふるさと納税による増収を図っていただいて、やはりこれから大型公共施設の改修もあります。財源確保に努力をしていただきたいと思っておりますけど、時間もありませんが、最後に町長にお尋ねします。ふるさと納税の増収に向けて、町長の決意を最後をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

どういう意味で、ここでそういう御質問されるのかがよく分かりません。

というのは、先ほど来、私の気持ちは申し上げましたし、状況も申し上げたつもりであります。

ところが、そう申し上げると、何か私が、担当課のせいになっているような感じで捉えられるものですから、そうではなくて、町としてしっかり今年度取組をやりますという以上には申し上げられません。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

時間もないですのでですね。

先ほど、町長、私が質問した中で町長の所見、見解をお願いしますと、こういう中で、どういう意味で言われたか分かりませんがというのはですね、私は一生懸命言ったつもりであります。この辺は真摯に受け止めていただきたいなと思います。

このふるさと納税について、総括みたいな見解を町長のほうから述べてもらえるのかなという気もしましたがですね。時間になりましたので、終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

昼食のためしばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時35分 休憩

午後 1 時30分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

午前中に引き続き、6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんこんにちは。質問に入ります前に、一言御礼を申し上げたいと思います。3月議会に提案しました学校の東のほうの信号のところには早急に対応していただき、保護者の皆さんから喜びの声が届きました。もちろん、あそこをしてもらったおかげで暴走する、駅に早く行こうとする車が少なくなったのを大変うれしく思います。子供たちの安全を守っていただき、行政の執行部にありがとうございました。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

豪雨時期が迫り来る中、災害防止対策の一環として、2019年8月末、豪雨で大規模な浸水被害に遭った六角川水系の河川整備計画について、国土交通省武雄河川事務所は、対策の骨子を明らかにされた中で、新たに地域や関係機関と連携して、ため池、クリークを内水対策に活用することが盛り込まれました。白石町の試算によると、白石平野のクリーク約580万立方メートルの貯水容量が確保できるとされています。

我が町でも地域防災計画の中で、クリーク整備の項について、情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努めると以前より努力されていますが、このような中、鉱害復旧事業が完了して数十年経過した水路内には多くの堆積土が確認され、内水面の有効活用の面からも堆積土砂の排除が少しでも有益な手段と考えます。仮に幹線水路を佐留志・惣領分地区内に存在する幹線水路1号から5号と想定した場合、約6,800メートルでかなり有効と考えます。

前述の佐留志・惣領分地区の幹線水路とした場合、平成22年2月15日、当時の佐留志・惣領分区長連名で、国道207号線以東の幹線水路のしゅんせつについて要望書を出されたそうでございます。趣旨は農業用水の確保、梅雨時や大雨時の洪水に支障を来しているとして、1号から5号幹線水路の土砂のしゅんせつとのことでした。

これを受けて、平成23年1月22日、当時の産業課より回答がなされ、戦略作物拡大関連基盤緊急整備事業（単年度事業）で、内容は補助率国50%、そのほか50%で、地元負担は工事費の30%との回答を受け、結論は辞退されたと伺っています。

その後、平成25年12月、幹線水路の泥土上げに対応できる事業の検討について、議会の席上で西原議長より二度ほど質疑されておりますが、最終的には前田中源一町長が、30%の地元負担については、地元関係者は承知しているとの回答がなされ、机上から消えた状態となっています。

その後、令和2年6月議会において、湧上議員の質問に対し、幹線水路については調査するとの回答がなされました。今期待しているところです。仮に、佐留志・惣領分地区内の幹線水路の話であれば、過去の経緯を知っている関係者からは地元負担がない対策が見つかったのかと希望の声がありました。

一昨年8月末の豪雨対策として、国土交通省武雄河川事務所は、新たに地域や関係機関と連携して、ため池やクリークを内水対策に活用するとした方針が盛り込まれました。回答された水路が佐留志・惣領分地区内の幹線水路とした場合、水路内には多くの土砂の堆積が確認されますが、現在の観点から見ても、堆積土の除去は有効な手段であると考えております。しかし、過去からこの経緯をたどりますと非常に難しい案件と考えられますが、ぜひとも新たな対応策を検討され進めていただきたいと強く願っているところでございます。

以上を踏まえ、以下の質問をいたします。

1つ、幹線水路の具体的な場所は。2つ、調査はなされたか。3つ、調査結果、堆積が確認された場合の対応策を具体的にどうか示していただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

こんにちは。基盤整備課の武富です。私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今回、議員から幹線水路についての質問を受けましたので、若干ですけれども幹線水路について説明をさせていただきたいというふうに思います。

令和元年8月末の豪雨被害に伴い、国土交通省武雄河川事務所では、関係機関で構成します「令和元年8月六角川水系の水害を踏まえた防災・減災協議会」、これが同年10月9日に発足されております。その協議を経まして、「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」が3つの柱を主体に掲げられております。その一つに、「地域が連携した浸水被害軽減対策の推進」というのがありまして、これが先ほど議員が言われました地域や関係機関と連携してた

め池やクリークを内水面対策に活用するというふうなことに繋がってくると思っております。

こうした動きを受けまして、町では昨年からは地元水利組合などの協力を得まして、降雨前に主要な幹線水路の事前落水を行いまして、浸水被害軽減対策を講じておるところでございます。

幹線水路につきましては、農地の用排水兼用水路として、昭和50年代に鉱害復旧事業にて造成された水路になります。山口・佐留志・惣領分地区の南北に位置し、1号から5号の5路線が整備されており、町にとりましては主要な水路に位置づけられておるところでございます。

まず1番目の幹線水路の具体的な場所はということでございます。モニターを御覧いただきたいと思っております。

(パワーポイントを使用)今出しております図面が町の平野部の図面となります。六角川水系の町内の排水機場を赤の丸で示しておるところでございます。幹線水路5路線のうち4路線が羽佐間水道を起点としているところでございます。今青でしておりますところが羽佐間水道でございます。

続きまして、1号幹線水路です。1号幹線水路につきましては、羽佐間水道を起点としまして、南のほうに1,250メートルでございます。

続きまして、2号水路です。2号水路につきましては、これも羽佐間水道を起点としまして、城ノ井排水のほうまでつながっておりまして、延長は1,500メートルでございます。

3号水路です。こちらにも羽佐間水道を起点としまして、鳴江のほうまでつながっておりまして、1,650メートルでございます。

続きまして、4号水路。4号水路につきましては、牛津との境になります。江口からスタートしまして、延長が1,260メートルというふうになります。

最後に5号水路でございます。こちらにも羽佐間水道を起点としまして、南のほうに延長1,440メートルというふうに位置しておるところでございます。

これが1号幹線水路の写真でございます。1号幹線水路につきましては、幅が23.5メートル。こちらが水は引いておりますけど、ここは2号水路になります。2号幹線水路になりまして、幅が同じ23.5メートルでございます。

続きまして、3号水路ですけれども、こちらにも23.5メートルの幅がございます。

こちらは4号水路ですね。4号水路につきましては、幅が10メートルというふうになっております。

最後に5号水路です。こちらの幅につきましては、15.5メートルとしているところでございます。

続きまして、2問目の調査はされたのかということでございますけれども、幹線水路の泥土堆積状況につきましては、今年の2月の非かんがい期に3号幹線水路が落水されておりましたため、調査が可能なことから調査を実施いたしました。末端部で20センチ程度の堆肥土厚を確認したところです。

これ以前の調査としましては、先ほど議員も言われましたとおり、平成24年11月に調査をされておりまして、当時各幹線水路の泥土堆積厚については平均70センチ程度と確認されておるところでございます。

3番目の調査結果、堆積が確認された場合の対応策について具体的にということでございます。

平成24年12月議会で、1号から5号までの幹線水路の泥土堆積状況から、撤去費用として2億円程度お金が必要だというふうにしております。事業を実施するとした場合、約6,000万円程度の地元負担が発生することも同時に説明をされております。泥土除去については現実的ではなく、経済的な工法を検討することが重要ではないかと結論づけられたところでございます。

今年2月の調査で泥土堆積厚が20センチ程度ということで、平成24年11月に調査された70センチより50センチ程度減っているということは、昨年度より開始した降雨前の事前落水によるゲート操作により泥土が流出されたと考えられます。

事前落水の取組を続けることで、堆積している泥土についても部分的に解消できることが考えられるため、今後は事前落水後の泥土堆積状況についても確認し、有効であれば地元水利組合等と協力し、筑水の水を活用しながら事前落水の取組を継続的に行い、揚水と防災機能を高めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど基盤整備課長が答弁をしたとおりであります。過去は地元負担の問題等があつてなかなか進まなかったということなんだろうというふうに思います。今日何度か申し上げているように、やはり今回の一般質問、全体を通せば、この時代の変化と言うんですかね、やっぱりそういうのが1つ普遍的な、言ってみればテーマというか、あるかなというふうに思います。

先ほど課長が説明しましたとおり、基本的には今まで用水だったんです。——今もですけど。ですから、我々役所の中ではそういう、特に用水なんかには手を出すと大事すつということとを昔から言われていたようで、なかなかそうした、特に今回しゅんせつということになって地元負担まで出てくるというふうなこともあつて、恐らくこれまでなかなか手つかずだったんじゃないかなというふうに思います。

ところが、御存じのとおり、近年、大変気象状況も言ってみれば激甚化といいましょうか、している中で、我が町としましても、やはり背に腹は代えられないということもありまして、白石町が既に先進的に取り組んでおられましたけれども、昨年度から各地域に御協力をいただいて、事前落水ということで緊急避難的に昨年度は実施をさせていただいたところであります。

その効果のほどは皆さん御存じのとおりでありますけれども、我が町としては、これをぜひしっかり仕組みに落とすことで、それこそこれからの新しい時代の防災対策に資するようになりたいということで申し上げてきたところであります。

実はちょうど先週の金曜日に、議会の開会の後でしたけれども、令和3年度の防災会議を開催いたしました。その中でも、昨年度、緊急避難的に実施をした事前落水の仕組みづくりということで、小さな一歩ではありましたけれども、出席者の皆様方にも御説明をして、これからこれをもとにさらにレベルを上げていきたいというふうなことを申し上げたわけがあります。

先ほど申し上げたように、多分今までだとなかなか事前落水をお願いすることそのものが、やっぱり役場が水のことに口挟むぎんた後で大事すつぽというふうなことだったんだろうと思いますけれども、そこは各地域の御協力、御理解をいただいて実施をしているところであります。

それで、これはある意味副次的な効果ということになるんだろうと思いますけれども、この事前落水をしていただくことで、先ほど言いました、これまで堆積をしていた泥が事前落

水の効果として流れていったというのが一定の効果があるというのが先ほどの課長の答弁の趣旨であります。ですから、今までの考え方でいけば、それだけ何億円かのお金をかけて、しかも数千万円の地元負担を頂いて、そしてしゅんせつをせんば、しゅんせつだけというか、しゅんせつのためにそれだけお金をかけんばいかんやったと思っていたところが、今回言ってみれば事前落水ということを取り組むことによって、併せてそうした効果があるということが分かったわけであります。

そういう意味でも、実はこの事前落水も、先日防災会議の中でも申し上げたんですけど、いろいろ突き詰めていくと解決せんばいかん問題があるというふうなことをお話ししたんですけど、というのが、もともと用水なわけです。それと、我々が防災の観点で見る排水と、用水と排水ということについてどういうふうに整理をするかということとか、前のこの議会の中でも少しお話をしたことがあると思います。事前落水で協力をしていただいている、例えば、操作員の皆さんの保険をどうするのかと。多分あのときには入るべく対応したいというふうなことでお答えをしたと思いますけれども、その後、いろいろ考えてみますと、最近よく自助とか共助とか公助という言い方があります。この事前落水という取組が公助なのか共助なのか、自助なのかで恐らくその取扱いというのも変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

というようなことがありますものですから、今の時点で保険に加入というところまでは結論は至っておりませんし、これについてはまた地元の皆さん方の御意見もいただきたいというふうには思っているんですけども、でも、よく考えてみると、例えば、しゅんせつをせんばいかんと。もししゅんせつを事業にのせてしたら地元負担が6,000万円かかるということも含めて考えれば、こうやって事前落水をしていただくことでわざわざそういう地元負担をしなくても一定の効果が見込めるというふうに、そこも含めて考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ここで結論的なことは申し上げ切れませんが、いずれにしても、今まで固定的だったいろんな諸条件が、それが大分こうした近年は、それについても打開策も出てきているんじゃないかなというふうに考えます。

ですから、これからぜひ、ここまでせつかくやってきておりますので、そうした議論もし、また御意見もそれこそ教えていただきながら、ぜひきちんとした仕組みにしていきたいなというふうに思いますし、言葉は過ぎるんですけど、わざわざしゅんせつだけを抜き出してお

金かけてせんでも、言ってみればそういう事前落水の取組の中で、同様の一定の効果ということは見込めるんじゃないかなというふうに思っております。

ここもさらなる検証が必要ではありますけれども、そうしたことをこれからも進めていきたいと思っておりますし、正直言うと、今までは、言ってみればコップに8割ぐらい水が入った残りの2割で雨水をしのぎよったわけですね。ところが、今は事前落水をしていただいているわけですから、もともと下げていただいておりますので、変な話、わざわざしゅんせつをしなくてもとは言いません、言いませんけれども、そもそも落水をすることで一定の調整の水量と言うんですか、それも実は確保できるよなというふうなこともあるんだろうと思っております。

ですから、今回の御質問を契機に我々も一定の整理もさせていただきましたし、先日防災会議でも申し上げたことではありますけれども、しっかり事前落水というものを、そうした防災の観点からも仕組みをつくっていきたいというふうに思っておりますし、その1つの一定の効果として、そうした泥を流すと言うんですか、そういう効果もあるんじゃないかなというふうに思います。

それと、防災会議の中ではため池のことも御紹介をしました。実は、県のほうで今流域治水の補助事業というのを今年度準備されております。その中で、我が江北町はおかげさまでいち早く、言ってみればその補助の対象にさせていただくということで準備が進められております。20市町のうちで我が町と白石町だったと思っておりますけれども、すみません、ほかの町までははっきりしておりませんが、県内あまたそういう要望があった中で、今回江北町もそうしたことも取り組まさせていただくようにしておりますし、この件については6月補正予算でも計上させていただいております。ですから、まさに流域治水、水路だけではなくてため池も含めた、用水だけではなくて排水と言いましょるか、安全・安心の面からも、やはりこれからしっかり活用をしていく必要があると思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

いろいろと御説明ありがとうございました。ちょうど田中町長と交代の時期だったけど、前の町長は、例えば、そちらのほう地元負担はできないかと、西原議長も言っていたているんですが、不公平が生じるからしないというのが田中町長だったんですね。今、山田町

長もそんなですか。困っているところが全部じゃないんですけど、例えば、困っているところが1つあるとすると、それをみんなで力を合わせて知恵を寄せ合って解決するべきじゃないかなと思うけど、そういう事業に対して不公平とお考えになりますか、そのことをお答え願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

事業に対して不公平というのは、やはり公平さというのは大事だと、公平さ、または公正さも大事だと思います。ただ、いずれにしても、先ほどから言っているように時代が違うんだろうというふうに思うんです。ですから、町長の属人的な要素でそうなったわけではなくて、これだけやはり気象状況が激しくなって、また、町全体の土地利用状況も大分変わってきましたし、そういう中で、また実際必ずしも農業を営んでおられない方たちもたくさん住んでおられるようになったとか、やはりそういう時代の変化なんだというふうに思います。その時代の変化を捉えて、その時代に必要なことをその時々の方がやってきたということだというふうに思いますから、特に私だからということではなくて、また、前の町長だったからどうだということではなくて、やはり時代の変化を的確に把握し、その中からいろんな取組をするということでは、首長はいずれも変わらないというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

私はちっちゃいときに28水ですかね、うち平屋だったものですから、2階に小屋があると階段のところまで来て、本当に全てが流れてくるような、そういう大洪水になったときに、やっぱり減災のためにも土のうはとるべきだって、ずっと議長も言っています。湧上議員も言っていますので、そのことについては課長、1歩も2歩も先に進んだんでしょうか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員の御質問にお答えします。土のうの整備は進んだのかということによろしいでしょうか。

土のうにつきましては、淵上議員からも言われておりましたとおり、排水機場の高さといえますか、排水機場が雨水等によって浸水した場合の対策としまして、今現在、仮設ではありませんけれども、土のうを、かんがい排水のときには説明したんですけれども、低いと思われる東古川と朽木のほうに土のうのほうを機場の中に設置をしております、1歩2歩といわず3歩ぐらい、その件については進めております。来年ぐらいに排水機場の浸水対策につきましては調査を行って、正式な浸水対策を今から講じていこうかなというふうに課では考えておるところです。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

すみません、今、西原議長の質問のあれを見ているんですけど、ちゃんと言っている。現在堆積している泥土は排水機能を損なうと思うがって議長言っている。それに前町長は、機能については大きな影響はないと考えると前町長答えているんですが、これ影響はないとは絶対言えないと思うんです。

課長どうでしょうか、機能については大きな影響はないって、私は議長と同じく堆積している泥土は排水機能を損なうと思うということで、地区内の数名とお話をしたところなんですが、これほったらかしにしておっても全然関係ないということでしょうか、町長答えていただきたいと。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

質問にお答えしたいと思います。

泥土の堆積状況でありますけれども、先ほども少し触れましたけれども、事前落水によりまして、3号水路ではありますけれども、地元の水利組合とも立会いをしまして、3号水路におきましては、平成24年のときは70センチ程度の堆積があったということが確認されておりますが、今年の2月に3号幹線水路が落とされていたときがありましたので、そのときに

泥土厚の調査を行ったときに20センチしかたまっていなかった。ということは、去年の夏行った事前落水によって、その泥土が下流に流れていったということが確認されておりますので、これからも事前落水によりまして、泥土の堆積を下流に流していくということを進めていきたいというふうに考えております。

○西原好文議長

補足説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどそういうつもりで私も申し上げたつもりだったんですが、わざわざしゅんせつのためにそれだけの予算をかけて、地元負担も数千万円頂いてしなくても、今回取り組んでいる事前落水をすることでたまった泥が流れるという効果が今回確認ができたということとをさっき基盤整備課長が申し上げたと思います。かつ、前調べたときは70センチあったものが、事前落水後には20センチに減っていたということは、これは事前落水の効果だろうと。だから、これから今準備をしている事前落水の仕組みづくりをして、定期的に事前落水をすることでしゅんせつだけのためにお金をかけなくてもよくなるんじゃないでしょうかということなんです。というのは、水路の水位調整をするときには親子ゲートと言いまして、上のほうを下げて水路を調節していたから、下のほうは泥がたまったままなんです。ところが、事前落水のときには下のゲートを開けてもらうものですから、そのときの流水でというかな、勢いで泥がはけるということなので、そういう意味でも、やはり事前落水の効果があるだろうと。

ですから、しゅんせつをしゅんせつだけ、それこそかつて検討をされたようなしゅんせつの事業じゃなくても、今我々が取り組んでいる事前落水をやることでそうした効果ができるんじゃないかということが今回分かりましたということでもあります。ですから、泥がたまって支障がないということではありませんけれども、当然それだけ断面を動かしたりもするわけですから、ただ、そのためにもこの泥がたまらないというか、たまったのを流すという意味でも、今進めている事前落水が有効だというふうに御理解をいただければと思います。何が何でも、以前議論となったしゅんせつの事業で泥ば上げんばらんということではなくて、そういう効果があるのであれば、事前落水をすることでそれはかなうのじゃないかということでもあります。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

私が一番最初に議会にお世話になったとき、そこにいらっしゃるお父様、吉岡林三郎元議長が、「とにかくおまへたちは町民の声を行政に届ける。そして、届けて行政の人がどう動いてくれたかということで、またその声を返す。それが議員の仕事だ」と、毎回毎回本当怒られました。多分、女性が1人だったから言いやすかったんじゃないかなと思うんですけども、「言いつばなしではだめだ。小さいことでも町民のために働くと思ってみんな手を挙げて議員になっているんだから、必ずその返答がどうであったか、そして、もし返答が全然変わらなかったら半年後、3か月ではだめ、半年後にそれを追求していくのもおまへたちの仕事だよ」ということを事あるごとに説教を受けました。自分なりにそのためには勉強しているとは思いますが、この間がちょっと先進地2市町に、町と市に、多久まで行くのを怠ったものですから、ちょっと勉強不足ですがと言ったのを、かなり町長からは勉強しないでこういうところに立つんじゃないとこの間怒られまして、ぜひ6か月たっていないけど、今月この会に出させてもらって話をさせてもらおうと思ったんですけども、でも、やっぱりどの議員も一緒だと思います。言うからには必ず資料を見たり何だかんだと言って勉強してきているはずなんですね。学校の勉強と違うから、だから、そのことについてはやっぱり私は吉岡林三郎元議長の言うとおりに、ここにお世話になる以上はそれを守っていきたいと思っておりますので、そういうことをお願いしたいんですが、そしたら、これはやっぱり先ほどの町長のお話も分かりますが、絶対50%の中をどうかするというようなうちだけの条例ではできないんですかね。ずっと前からいらっしゃるから、副町長もし案があったら、それは絶対できないことなのか、国が50%、その他50%ということで、ちょっと副町長から。

○西原好文議長

答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

議員の質問にお答えいたします。

先ほどから聞いていますけれども、実際、水路の堰が、鉦害で大きな水門ができましたけれども、親子ゲートができて、普通下から上げるやつを全部調整機能で下から上げていなかったと思うんです。

私も六角川を今舗装ができていますので、ずっと歩いているんですよ。そしたら、大町辺りの畑ヶ田水門とか洞湖排水樋管、そして高良川のところに行きますけれども、向こうの川はきれいに空いているんですよ、しゅんせつになっているんですよ。何でかなと思ったら、歩くときに大町の排水員さんは、雨が多く降ったときにいつも下から上げて移動されているんですよ。そういうふうなことをすれば、やっぱり水路もそこから水が流れていいんじゃないかと思っているんです。ですから、鉦害で水門が大きく造られて、やっぱり実際開ければ効果はあるんですけども、その開けるのに非常に操作がきついと言うんですか、力が要るというふうなことで、どうしてもそれが動くのに非常に問題があるということで、今回も2か所の、一番下辺りの3号水路と西古川の水門に電動化のあれをつけさせていただくようになっていきますけれども、それをすることによって自然に上げられることが泥が流れるんじゃないかなと思っています。

昔は、私が小さい頃は、堀辺りはしゅんせつをなされていました。そしてまた、鮒とかなんとかいろいろとって混ぜるものですから、下のほうに泥が流れていたんですけども、今は水門等が便利になりまして、やっぱり堰も親子ゲートというのが、あれのほうがどうも私としては、いつも下から上げてもらえれば、その下から泥が流れるんですけども、その辺で、羽佐間水道辺りも全然水路が堰を開けてもらえないので、羽佐間水道も泥が何十センチとたまっているというふうなことであります。

そういうふうなことから、自然と事前落水を計画的にして、地区の方がずっと話をされてすれば泥も流れるんじゃないかなということなんです。実際、泥だけ上げますと農業基盤整備促進事業等でした場合でも、やっぱり地元負担が30%、要するに物すごい金額がかかるものですから、それはどうしても金がかからないほうでどうかということで役場としては考えているところでございます。

今後、試験的に事前落水を去年ぐらいからしていますので、今年も計画的にして、地域の皆さんと協力しながらスムーズに水が流れていくように、そしてため池のほうも、どのくらい雨が降ったらどのくらいため池の水を落としても大丈夫ですよと、そういうふうなことを試験的にして行って、スムーズに水が流れるような仕組みづくりを今後していきたいということだと思っています。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

役場の大株主ということで、全てを把握していらっしゃると思いますので、一步前進した回答を皆さんにするように、今は昔と違って全く自分たちの自助、先ほど町長の自助、公助じゃないんですが、全くもって自分たちが出さないでおんぶに抱っこという人はいないと思います。だから、災害が起こる前に、やっぱりある程度のことのできる状態のところまで何回も何回も打ち出していただければなと思いますが、よろしくお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

どういう言い方したらいいかなと思っているんですけど、言ってみれば、もし江北町防災新聞があれば、一面トップに「江北町 いよいよ事前落水」というふうなのが多分一回ぐらいは一面記事のトップに載っていたんじゃないかなというぐらい、この事前落水を地元をお願いするというのは、言ってみれば、今まではアンタッチャブルといいましょうか、恐らくそういうことまでは考えていなかったのに取り組んだということだと思います。

それともう一つ、多分、それからしばらくした江北町防災新聞の一面トップには「事前落水 泥土撤去に効果あり」というのが見出しになるんじゃないかなというぐらい、この2つは大変大きなことだというふうに思います。ですから、かつてそうはしていなかった頃のしゅんせつ事業に何億円かかけて何千万円か地元負担をしていただくじゃなくて、言ってみれば事前落水をすることでそうした効果が一定見込まれるようになりましたというのは、これは非常に喜ばしいといいましょうか、そういう効果もあったねと、我々の中でも言ってみれば驚いたといいましょうか、喜んだようなぐらいのことなんだと思います。

それで、先ほどの自助、共助の話でいけば、要はしゅんせつ事業ばすつとに地元にも利益があるから地元負担をとというような自助、共助と言うよりは、さっき言いましたように、例えば、事前落水そのものもやはり大事な水を一定のリスクはありながら下げていただくということの裏には——裏にはというか、併せて言えば、そういう用水の断面確保ということであれば、そういう泥を撤去も実はできるんだという効果もぜひ地元の皆さん方にも分かっていたかと、町から頼まれて落とすということだけではなくて、まさに町全体の防災機能も

高めることになるんじゃないかなと、その泥土の撤去ということも含めてですね。そういう意味で申し上げているつもりであります。

それと、先ほどせっかくといいましょうか、三苦議員から前回の議会で、私が三苦議員に勉強してくださいというふうに申し上げました。それ以上のことは言っていないです。それは三苦議員が勉強してきていないけれどもとおっしゃったものですから、中には私が失礼なことを言ったという方もいらっしゃいましたけど、私は逆に失礼なことを言われたと思いました。やはり先ほど——釈迦に説法ですけど、それぞれ準備をして、しっかりここで質疑をやらうとしているときに勉強していかないけれども、私は謙遜でも言ってもらわんほうがいいなというふうに思いますし、この場で謙遜は必要ないというふうに思いましたから、私はそう申し上げました。

今日の午前中、うちの課長が不勉強ですけどと言いましたので、あの後すぐ言いました。ああいうことは言っちゃいけないと。しかも、準備しているのにわざわざ不勉強と言うものだから、自分の自信のなさを不勉強ですけどという言葉でごまかすのはよくないというふうに言いましたし、ちゃんと調べはしていたものだから、やっぱりそれだけのある意味真剣勝負でもあるものですから、弁解ではなくて、そういうつもりでこの間は言ったというふうなことは御理解をいただきたいと思います。

それともう一つですけど、先ほど28水の話が出ました。皆さんもこれは新聞記事に載ったので御存じだと思いますけれども、折しも、今ネイブルで江北町の28水の写真展が開催をされております。これは江北町文化協会自然観察サークルの二宮さんが所蔵されていた写真の展示が6月30日までネイブルであっております。

先日の防災会議でも言いましたけれども、やはり二度とああいうことのないようにという意味では——すみません、傍聴の方がお話しをされているようですけども。

○西原好文議長

傍聴席の方はお静かにお願いいたします。

○町長（山田恭輔）続

これはぜひ、もちろん28水を経験された方だけではなく、経験されていない方ほどぜひこれを見ていただきたいなど。我々そのくらい防災については意を払って、そうしたことのないようにということを肝に銘じて取り組んでおりますし、場合によってはああいうことになりかねないということはぜひ皆さん方にも知っていただきたいなど。これこそ我々の町が刻

んだ歴史の一つでもあるものだからですね。6月30日までであります。ネイブルの28水の写真展については、ぜひ町民の皆さん方、また町外の関係者の皆さん方には御覧をいただきたいなど。この場を借りて、先ほど28水の話が出たものですからお話もさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。

平成25年の議会のときにこういう話が出ていたら、とっくに今は解決しつつあるのかなと思うぐらい、一回二回ではこれはだめだと思います。我々もそれについては勉強しないといけないと思いますので、まだまだ未熟な点は議長を中心に議員で勉強しながら、また執行部の皆さんにお願いしていきたいと思いますので、両手両足のごとくお互いに手をつなぎ合いながら、これも全て町民のための行政である、その証だと思いますので、ぜひそういうことで議長、忙しい中でも、このことについて勉強する機会をぜひつくっていただければと思います。

それを期待して、これで終わります。

○西原好文議長

三苦議員、2問目に行っていていいです。6番三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2問目に移らせていただきます。嫌事ばかりで申し訳ございません。

キャンプ場として期待されているパノラマ孔園に整備を整えて安全にみんなが過ごしてもらえるためにも、心配りを先ほど言いましたように、行政と私ども議員と一体となりまして、園内の危険箇所の整備を願っているところでございます。

令和元年9月議会において、危険だと感じた園内の車道の危険防止に対しお願いいたしましたが、通行する上で危険があれば看板等で注意喚起を促していくという答弁をしていただきました。何回か看板を見に確認に参りましたが確認されませんでした。こういう措置を講じなくてもいいと判断されたのか。まさかそういうことはないと思いますが、もしも必要じゃないと思われたのであれば、その根拠を示していただきたいと思います。課長すみませ

ん、よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富 元）

議員のパノラマ孔園の危険防止措置はということでございます。

パノラマ孔園の園内道路につきましては、孔園内の維持管理や施設利用者の道具の運搬に利用する道路であります。通常、一般車両は通行禁止としているところであります。施設利用者が道具を運搬する際は、指定管理者から利用者に注意喚起を促し、さらに指定管理者が先導した上でハザードランプを点灯させ、一般来場者との接触事故等が発生しないように細心の注意を払いながら走行させております。

このことから、園内を通行する上で安全は確保できていると判断し看板等は設置しておりません。こちらモニターを御覧いただきたいと思っております。

（パワーポイントを使用）こちらが上空から見たパノラマ孔園でございます。黄色で囲んでいるところが公園の敷地になります。今、左上のほうに駐車場と書いているのが見えるかと思っております。上のほうにコテージとテントサイトがあります。駐車場のほうに入り口がありまして、道路は今青でしてはいますが、これが駐車場の入り口からコテージ、テントサイトまで行く道路になります。延長が約200メートルでございます。先ほど言いましたように、これが先導して行っている状況でございます。先導が今回は軽トラックでございましたけれども、軽トラックが管理者でございます。後ろが利用者ということで、ハザードランプを点灯して、安全を確保してこのように走行しておりますので、来場者との事故等はないのではないかとこのように判断して、看板等は設置していないということでございます。

以上になります。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。

とにかく急カーブのところなんか、分かっている人はゆっくり今みたいにスロー、スローで行くんですけど、初めての人たちがもし見えたときは、当然行けるだろうと思って行ったらとても危険を感じるんですよ。だから、例えば、カーブミラーをつけるとか、お互いどっ

ちからも見えるように、車はゆっくり注意してくださいという注意喚起でいいと思うんです。そういうのを立てていただいたらいいのかなという気がしますけど。

そういう今見ているところだけでも、ぱっと見ても何か所か、あっ、ここにあったほうがいいなというのを私も感じましたし、もしよかったら課長、未来の子供たちのために、人の命を大切にということで、ぜひですね。お金をかけてしてくださいと言っていない、みんなが注意できるようなのを何かポイントをつくってやっていただければとてもいいかなと。これから夏にかけてあると思いますので、町長すみません。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今年度は組織も人も大分変わりました、恐らくこれまでとは一味も二味も違うんじゃないかなというふうに思っておりますし、特に基盤整備課長は新任ではありませんので、また新任の課長とは違って、今度は大分ビジュアルで分かりやすく説明をしたというのは、やはり課長は課長として経験を積めば、それだけいろんな説明能力も高くなるということを今日は示してくれたかなというふうに思います。

それで、先ほどスピードの話をされましたけど、だからこそ先導しているわけですよね、やはり早く上に行きたかけんと言ってお客さんがあせがっても、前の車は我々孔園の車ですから、それ以上スピードは出せません。その場しのぎでお答えしたわけではなくて、本当に看板つけたほうがいいんだらつきます。けれども、実際ああいうふうにして検証して、これで安全確保がとれているというふうに判断をしたと御理解いただきたいと思っておりますし、せっかくの機会ですから逆にお尋ねしたかったのが、看板の設置というその看板は、表示は何を書いたほうがいいんですかね、自動車注意という来園者の皆さんに対する注意喚起の看板なんですかね。それとも車でああやって運搬をされる方に対する利用者注意のほう、どちらの看板をおっしゃっているのかなというのが、実は我々の中でも議論をするときには分らなかったんです。ただ、いずれにしても、それがどちらであったとしても、ああいう形で安全対策をとらせていただいているというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

未来の子供たちのことは我々もしっかり考えているつもりであります。ですから、その方法じゃないとだめということではなくて、まさにおっしゃったように、利用者の方の安全確

保ということでいけば、手段はいろいろあるんだろうと思うんです。我々としては、今御紹介をしたような手段をとらせていただいているというふうに御理解いただければなと思うんですが。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当ありがとうございます。

私も白木には時々遊びに行くんですが、みんなの公園に久しぶりに孫と一緒に参りました。そしたら、あっ、ちょっと危険かなって思うところもありましたが、書いていなければ書いていないで車じゃないんですけれども、人同士でもちゃんと自分たちで避けながらとかしている姿を見て、ああ、本当正直言って、こんな街の中に公園もつたいないなと思っていた一人なんです、あっ、できていてよかったなってこの頃思いました。子供たちがお互いに注意し合いながら遊んでいるんですね。そのことはとても今やったことではないと思うし、日頃みんなの公園で遊んでいるのかなという気がしました。

どちらにしても、このパノラマ公園も江北町の大事な財産だと思いますので、ぜひ課長、さっき言いましたように、簡単なものでもいいです。それで事故が起これば自分たちのせいだと言わなくちゃいけない。何にもなかったら人にしか、行政が悪かさい、町が悪かさいというようなことになってしまいますので、そう言われないうえ、転ばぬ先の杖で、ぜひ細かいのでもいいですので注意喚起をしていただければと思いますので、大変忙しいでしょうけど、よろしく願いして質問を終わりたいと思います。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開2時35分。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

皆さんこんにちは。最後の質問者となりました池田和幸でございます。

今回は、農業関係について2問質問しておりますけれども、その前に議員のほうからいろいろ職員のほうに気苦労のお話がありましたけれども、この前、議員例会のほうでワクチンのほうも64歳以下もおのおの処置がされるということを聞きましたので、ぜひその辺まで町民の方々に分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

それでは、2問につきまして質問したいと思います。

筑後川下流土地改良事業の利用状況への問題点は。国営かんがい排水事業筑後川下流地区事業は、福岡県及び佐賀県にまたがる水田約40,300ヘクタールの用水改良、排水改良及び約590ヘクタールの畑地かんがいを目的とするものであり、筑後川及び嘉瀬川ダムに水源を確保し、農業用水の安定供給及び排水不良の解消を図るとともに、白石平野における地下水取水による地盤沈下の防止に寄与すると示されている。関係市町は、福岡県7市1町、佐賀県6市6町で、受益面積は平成13年3月調査時点で福岡県14,348ヘクタール、佐賀県26,551ヘクタール、両県合わせて40,899ヘクタールである。

佐賀県の武雄市、杵島郡地区内訳は、北方町218ヘクタール、大町町249ヘクタール、江北町954ヘクタール、白石町5,770ヘクタールとなっている。江北町の下田分水工の本管の口径は350ミリで、分岐となる一丁田分水工の分岐管の口径は75ミリである。分水工から排水される水は2つの水路の貴重な水源である。1つ目の水路に貯水できる水量は約385立米で、2つ目の水路には1,728立米の貯水能力がある。

一丁田分水工は、取水は $0.006\text{m}^3/\text{s}$ （立方メートル毎秒）の定めがあり、72時間の給水により水量を1,552.2立米賄うことができ、貯水量を超過することになる。

ここで、今述べたことについてちょっと画面で箇所を紹介したいと思います。しばらくお待ちください。

（パワーポイントを使用）これが、先ほど質問に出してました下田分水工のところでございます。

場所は杵島商業の交差点から南に下ってすぐ左側の東側の部分であります。これは、東に向かって来た分水工です。これがもっと東側にある一丁田分水工。この分水工によって各排水がされております。

戻してください。

それでは、質問をしたいと思います。

最初の1問目ですけれども、72時間の定められた給水により、供給に問題が生じている状況であり、水路に影響が出ている。そこで、水路の拡張等はできないものか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、一丁田分水工において、72時間連続で取水するという定めはありません。朝の10時から翌朝の10時の24時間単位で取水することができることになっていますので、水路の貯水量を見ながら水位の調整ができることから水路の拡張等をせずに現状の施設で対応は可能ではないかと考えています。

以上です。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田君。

○池田和幸議員

今、回答いただきましたけど、再質問についてもう少し、声が聞こえなかったもので、それを併せてお願いします。

ただ、再質問の1問目ですけれども、給水の供給を要求する場合の手順をお願いしたいと思います。

2問目に、給水に対する取り決め等に事業完了後からの変更はあるのか。この2点をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えします。

まず、給水要請の手順ということですが、前日までに地元の水利組合の連絡員のほうから江北町の総括連絡員に連絡をしていただくと。さらに、総括連絡員から杵島地区の事務局に連絡していただいて、その後、嘉瀬川ダムの事務所に連絡するという流れになってお

ります。

なお、月曜日に取水する場合は、前週の金曜日に取水要請を行うことになっております。

取水に関するルールの変更があつてないかということでありますけれども、当初から取水に関するルールの変更というのはいないと思われま。

以上です。

○西原好文議長

そいとね、一番最初の答えば。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

失礼しました。

それでは、1点目の一番最初の答弁ですけれども、まず、分土工から72時間で取水するという定めはありません。ですので、現在朝の10時から翌朝の10時の24時間単位で取水することができるということになっておりますので、水路の貯水量等を見ながら水位の調整ができるようになっておりますので、水路の拡張等をせずに現状の施設で対応が可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。

最初の質問、ちょっと私が違うふうに理解してましたので、最初の質問では72時間のところを今定めはなくて、24時間の単位で対応できているということでありました。ただ、現場のほうで私もいろいろお話を聞いた中でなかなかその辺が、今回それは変わったんじゃないかなと思うんですけど、それが24時間単位になったのはいつ頃からだったのか、その辺は各地区の排水員さんあたりに伝達はできているのか、その辺を1つお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えします。

24時間単位ということについては、すみません、基本的なところなんですけれども、町内

の取水に関しては、町で連絡協議会というものを組織しておりまして、町内8つの水利組合で構成をしております。その中で、総会、研修会等も行う中で、そういったルールについては皆さんの共通認識としてあるものと、お持ちだというふうに認識しております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。

共通認識ということでしたけれども、私はここに質問にも上げると以上、共通認識じゃなかったのかなと思いつつも今、聞いていました。その辺は、受け取り方の違いもあるかなと思いますけれども、それでは、続けて質問に行きたいと思います。

2つ目、以上のことから水路に供給するのではなくて、田に直接落とす方法とか、別の考え方はできないのか、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えいたします。

水路等に直接排水できないかということでもありますけれども、まず、24時間単位の取水によって水路の水位調整が可能になることから、パイプ等で田に直接給水する必要はなくなると思われませんが、田への安定した給水ということになると、水路に一定量の水位が必要になってきます。水量確保の対策として、まず、地元で多面的機能支払交付金事業等によって水路のしゅんせつをしていくということも1つの選択肢ではないかと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、再質問で、1つ目のバルブの開放を行うと2つ目の水路開放が現実困難であり、利活用が十分にされていないということで話をしております。また、どちらかのバルブ開放で給水をしようとしても用水が間に合わない聞いております。このことについて対処方法

等はありませんでしょうか。

2つ目、先ほど72時間の給水が変更されたということで、24時間単位になったわけですが、それに変わったことに対して地元からの何か意見等はなかったのか、この2問をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えいたします。

手前のバルブを開放すると次のバルブの水量に支障が出るということでありまして、一丁田分水工へは山脚導水路から下田分水工へのルートを経て分岐している施設となっております。そのため、水圧が不足しやすい分水工となっております。これにつきましては、水位の状況を把握していただいて、早めの取水要請によって水量の確保をお願いできればと考えております。

また、1点目の24時間単位に変わってからの……（「地元の要望」と呼ぶ者あり）地元の要望、（「苦情等はなかったか」と呼ぶ者あり）苦情等は特にあっておりません。また、災害等についてはもっと弾力的に調整のほうはできるようになっております。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、淡々と担当課長が答えていますけれども、そもそも我々執行部として先ほどから御質問いただいているようなことに責任者としてというか、責任あるというか、果たして答弁ができるのかなというの少し疑問を感じております。先ほどの前の御質問でも自助、共助、公助のような話とか、用水とか排水とかいう話をしましたけれども、もちろん事前排水はそれぞれ各地域に御協力をいただいてやっていたという事なものですから、だからといって、例えば用水といいましようか利水といいましようか、までについて我々行政が乗り出してということではないわけですね。あくまでも筑水協ということは、さっき言うた関係区で集まっていたいて構成をさせていただいているので、今回の御質問の発端がどういうところか、どなたか分かりませんが、それはやはり筑水協のメンバーでいらっしゃるん

であれば、やはりそこに上げていっていただいて、その中で話をさせていただかないと、我々も情報として知っている部分あるかもしれません。けれども、少なくとも責任を持って我々としてこうだということはなかなかお答えがしがたいんじゃないかなというふうに思います。

この後に、事業そのものについて受益面積等についての御質問はありましたので、そこは我々でお答えができるかなと思うんですけど、先ほどの取水の方法であるとか、給水についてまで我々が決めているということではないものですから、そこは前提としてぜひ御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私も今回この質問をするときには当然協議会のほうに対しての質問みたいになるかも分かりませんが、行政に対して間に入った立場でどの程度指導、それから伝達ができないかという形でお聞きしているわけです。だから、これをどうしなさいというようなことではなくて、こういうことはできないでしょうかという行政の立場でお答えをちょっと求めているものでありますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

それでは、残りの質問をします。

3つ目、平成12年度に国営筑後川下流白石土地改良事業計画が開始されてから20年が過ぎていますが、町内において受益面積分担金等に変更はないのでしょうか。

また、今回の質問のような利活用に対して問題点は発生していないのか、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

まず、受益面積についてですが、当初計画では本町の受益面積は954ヘクタール、農地転用などにより当初から減少をしています。

駅南地区の73ヘクタールを平成21年7月に準都市計画区域に指定したことが主な減少要因

で、現在の受益面積は845ヘクタールとなっています。分担金については各地区の水利組合から町の協議会の会計に運営費、操作員や連絡員の手当てや修繕費等に充てるためのものを納められているもので、当初から協議会において決定されているものです。受益農地の面積が減少したことによる面積割による分担金の増減はありますが、基本的な負担金の内容に大きな変更点はあっておりません。

利用に関する問題点はないかということですが、特に大きな問題点は今のところ発生しておりません。水圧が不足しているときがあるとか、流量計のトラブルとか、マンホール内に浸水しているとかといったことはあるようですけれども、杵島郡の推進協議会と町の協議会の方で連携して随時対処をされております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、再質問したいと思います。

国営筑後川下流農業水利事業は、平成30年度に完了したわけですが、行政の説明では関連事業の整備一帯を実施したことにより大型農機の機械導入や水田の乾田化が進み、耕地の利用率の向上が図られたと言われています。どんな取組をしてこういうことをうちの町にとって努力されているのか、分かる範囲でお願いをしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えします。

平成30年度で全体の事業完了した結果、また筑水事業に併せて、これは同時並行で圃場整備とか、乾田化、かん排事業ですね。そういった生産基盤の整備を一体的に進められたことで農地の利用率の向上に寄与したものと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、最後になりますけれども、今回の質問で、実際に供給をお願いしたときに給水できなかったとか、いろんなことを聞きました。私も現場では今までであったことをいろいろ聞きながら今質問をしているわけですが、こういうことをぜひとも地元のほうと連絡の中に入れていただきまして、ぜひよりよい活用方法をしてほしいなということをお願いしたいと思います。

以上です。何かありましたら。

○西原好文議長

何か答弁ある。池田君、ないそうです。

○池田和幸議員

そしたらしてもらえるとということによろしいですね。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから御紹介しておりますとおり、連絡協議会というのは多分そのために相互の連絡、協議のために設立をされているんだろうというふうに思います。ですから、事務局はもちろん役場でしておりますので、事務局としてはしっかり役割は果たしていかんばいかんというふうに思いますけれども、とにかく一にも二にも、やはり会員の皆さん方の協議、合意ということが前提であろうというふうに思います。答えがないからやるということではありません。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、2問目にいきたいと思います。

農業、農村の有する多面的機能が維持・発揮できるには。多面的機能支払交付金は、水路、農道、ため池及びのり面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金であります。

また、農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源、農地、水路、農道等の質的向上を図る活動を支援しています。しかしながら、

農村地域の過疎化や高齢化等で集落機能が低下し、地域の共同活動にも支障が生じています。

また、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理にも担い手農家の負担が懸念されています。

質問ですが、1つ目、各組織が活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の変更はできますか。例えば、現在は上小田地区の組織が認定対象となっている区域を下田地区の組織へ変更するといったことです。

2つ目、できるのであれば、行政として指導及び助言等をしていただき、集落機能の低下抑止に結びつけばと思いますがいかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の御質問のことについて言えば、制度的にいけば可能だろうというふうに思います。ただ、制度的に可能であるということと、それを町が進めるということは別だというふうに思います。特に、先ほど例えば以降でおっしゃったような具体的な事例について、町として指導とか助言ということとはやっぱり違うんじゃないかなというふうに思います。

これまでそれこそ営々と町民の皆さんがこれまで農業、また、生活をされてきた、言ってみればエリアというんですか、区域ということは、やはり、それぞれ利害関係があるわけがありますから、町のほうで先導してここをこうしなさいというようなことではなくて、私はそれは悪い意味で行政的だなと思うんですけど、そうではなくて、やはり地域の中で、もしくはお互いの地域でそうした機運があれば、手続等については当然我々もしっかりやらせていただくということでもありますけれども、我々がそれを指導助言して進めるということにはならないのではないかと思います。もし、A地区で今少し不都合があるとすれば、その関連がB地区であるとすれば、やはり、A地区の中でまず協議をしていただいた上で、B地区とよく話をさせていただいて、B地区も納得されればということだと思えますけれども、例えばとか、もしそれが例えばじゃなくてそのことを特におっしゃっているとすれば、なおのことであるというふうに思います。

ですから、そこは先ほどから自助、共助、公助と書いていますけれども、やはりそれぞれの地域または地域間で、言ってみればそうしたお話をさせていただくというのが全ての前提なんだろうというふうに思います。ですから、前の御質問もそうですけれども、我々として、

ここで可能ですという、なんか先ほどの例えばでおっしゃったのを我々が肯定しているように思うものですから、そうではなくて、制度的に可能であるというだけであって、それには、それぞれの地域の協議であるとかいうことが当然必要になってきますよということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。そしたら、再質問をしたいと思います。

担い手農家等への農地集積をするという構造改革を後押しすることも多面的機能を支える手段となると思います。が、農地集積とのつながりについてはどういうふうに考えていますでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の再質問にお答えします。

農地の集積を図る上でも周辺環境の整備に取り組むことは非常に重要で、集積後の農地を耕作する大規模担い手農家の皆さんの負担軽減につながることから、多面的機能支払交付金の事業というのは集積の後押しになっているものと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、一応最後まで読ましていただきたいと思います。

3つ目の質問で、担い手に維持管理の負担等が集中する水路や農道等を地域で支えるためには活動地域の住民との話し合いや、保全管理が必要です。しかしながら、飛び地になっている地区では、適切な保全管理のための推進活動ができないことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

一概には言えないと思います。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりませんので、具体的に何か一概に言えない理由をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御質問いただいている飛び地というのがどういうものをおっしゃっているのかが分かりませんし、果たしてその飛び地というものがどこにあってどんな状態なのかということがよく分からないものですから。それはそれとして、多分きちんと管理は一定されているんだろうと思うんですよね。ですから、飛び地であることイコール保全されていないということは、必ずしもイコールではないんじゃないかというふうに思うものですから、一概には申し上げられないといったところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、質問をちょっと変えて質問をしたいと思います。

入作農家の方々も適切な保全管理ができるような検討も必要だと思います。土地の持ち主との連携体制の整備や、調整に対してはどのような取組がされていますかと。これは先ほどの飛び地じゃないですけども、入作農家の方がされているところとか、ましてや、土地の持ち主以外の方がされている、そういうのでなかなか管理ができていないようなところがありましたので、パワーポイントでしようと思ったんですけど、ちょっと今動きませんので、そういうところが幾つかあります。その辺を先ほどの最初の質問であります地区の変更はできないかということにつなげて今回質問をしたわけですけど、その辺はいかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

議員の質問にお答えをいたします。

飛び地とか、地区を変えるということを言われているんですけども、実際、昔小字ずつとなっていたのが、国道とか鉄道で分かれて分岐とって飛び地になったようなところもあります。そういうようなところですけども、実際多面的でするのは、部落ごとですしていますし、地区じゃなくて管理をする人は農家じゃない人もしているわけですね。ですから、農地を作っている人だけのことじゃなくて、水路等も全部地区の住民の方全員が管理をしています。そういうふうな中で、農家の方だけが部落が違うとかいうことであっても、やっぱり管理するのが地区ですから、その辺は簡単には先ほども用水の話がありましたけれども、簡単に口で言ってすぐ分かるようなものじゃないと思っています。

ですから、地区の方が協議をされて、こういうふうなことでどうでしょうかということがあれば町としてもいろいろされるか分かりませんが、一方的な思いの中で、変えたほうがいいのかいろんなことがあれば、それは町としても簡単には口出しができないといえますか、そこは非常に難しいところです。やっぱり、自分の部落でも農地・水の時にも実際ここはせんでいいだろうというところはしていなかったりとか、全部入れてなかったんです、はじめね。

地区の人は、入れてなかとこは何でしてくれんととか、いろんなことがあるんですよ。そういうふうな中で、この中でもそういうふうな問題がありますし、実際違うところの区と入れ替えをするということになれば、農地の関係は用水と同じく、非常に問題が深いものがありますので、一概に町でこうできますとか、どうしたらいいですということは非常に申し上げにくいということでもあります。

そしてまた、町長が言いましたように、どこのところを言われているのかぴんと来ない部分もありますので、その辺はしっかり言っていただけないと、特にこちらからどういうふうにした方がいいとか、どういうふうにできるということは言えないということでございます。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど池田議員が御質問の中で、地域で支えるためには活動地域の住民との話合いやという御質問いただきましたけれども、そういう意味でいきますと、住民の皆さんの話合いが、それはその区だけということではなくて、おそらく関係区との話合いということなんではないかなというふうに思います。やっぱりそれぞれの都合もあると思います。これはこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかと思っても、今度それに関係する人からすれば、ぞうたんのごとということだって多分あると思うんですよね。ですから、まさにそれぞれ、言ってみればどこかの国のように国有地を皆さんで耕作しているということではありませんから、当然利害関係者であるとか、そういう関係の区というのがあるんだろうと思うんですよね。ですからもし、どなたかがそういうふうな問題意識を持っておられるとすれば、まず、自分の所属されておられる区の中で話をさせていただいて、そして、その区の中で一定の総意というか、合意がなされれば当然今度は関係区にそういう話をしてみるとか、まさにそこは行政云々ということよりは、まさに地域の活動というか、もっと言うなら我々住民の営みの中でこれまでもなされてきたことであると思いますし、そこは逆に言うと、いつの時代も一定やはり変わらないものではないのかなというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

パワーポイントが、モニターができましたので、ちょっと紹介だけしてから終わりますね。

(パワーポイントを使用)ここは上小田地区と下小田地区の境目のところなんですよ。それで、課のほうから資料をいただいた中の水路の状況ではちょうど境界が分からないようなところになっています。

今現状こういう形で管理されていないというようなところがありましたので、今回この質問に上げさせていただきました。当然、町長が言われるように各地域、地区で検討しながらしていかないといけないというのはよく分かります。ただ、こういうところも顕在していますので、これは町内いたるところであるとは思いますが、そういうことに対して少しでも進路を開いてもらえないかなという気持ちで今回質問をしました。

戻してください。

そういうわけで、今回は十分行政のほうでなかなか中に入ってというのは、先ほどの用水

の話じゃないですけども、水路の話じゃないですけども、ありますけれども、少しでも活路を見つけていただきたいと思う気持ちで出しました。よろしく検討をしていただきたいと思います。

それでは、質問を終わります。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

以上で、本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時14分 散会